

# 商工建設常任委員会会議録

平成19年10月29日

場 所 第5委員会室

平成19年10月29日（月曜日）

午前10時3分開会

会議に付託された議案等

- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
  - ・不適正な事務処理により取得した備品の登録状況について
  - ・自動販売機の設置状況について
  - ・出先機関再編案について
  - ・平成19年度宮崎・中国経済交流訪問団について
  - ・スポーツランドみやざき2007秋季スポーツイベントカレンダーについて
  - ・県北地域雇用開発計画の策定について
  - ・工業技術センター・食品開発センターの取組状況について高速道路の整備状況等について
  - ・不適正な事務処理に関する報告について
  - ・土木事務所等の再編（案）について
  - ・産業開発青年隊について
  - ・宮崎海岸の侵食対策について
  - ・昭和63年環境影響調査について

出席委員（9人）

委員	長	横田	照夫
副委員	長	田口	雄二
委員		坂元	裕一
委員		蓬原	正三
委員		水間	篤典
委員		濱砂	守
委員		萩原	耕三
委員		外山	良治
委員		武井	俊輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	高山	幹男
商工観光労働部次長 （商工担当）	河野	富二喜
商工観光労働部次長 （観光・労働担当）	後藤	厚一
部参事兼商工政策課長	内戸保	博秋
新産業支援課長	矢野	好孝
企業立地対策監	森	幸男
地域産業振興課長	工藤	良長
経営金融課長	古賀	孝士
観光・リゾート課長	橋口	貴至
労働政策課長	西	盾夫
地域雇用対策監	金丸	裕一
工業技術センター所長	河野	雄三
食品開発センター所長	青山	好文
県立産業技術専門校長	坂口	正紀

県土整備部

県土整備部長	野口	宏一
県土整備部次長 （総括）	濱砂	公一
県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当）	山田	康夫
県土整備部次長 （都市計画・建築担当）	江川	雅俊
高速道対策局長	岡田	義美
管理課長	持原	道雄
用地対策課長	小野	健一
部参事兼技術検査課長	児玉	幸二
道路建設課長	荒川	孝成
道路保全課長	東	康雄

河川課長	児玉宏紀
ダム対策監	小城文男
砂防課長	桑畑則幸
港湾課長	竹内広介
空港・ポートセールス対策監	立脇政利
都市計画課長	河野大樹
公園下水道課長	富高康夫
建築住宅課長	藤原憲一
営繕課長	藤山登
施設保全対策監	新川正文
高速道対策局次長	渡邊純教

---

事務局職員出席者

総務課主任主事	児玉直樹
議事課主任主事	古谷信人

---

○横田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 異議がないようですので、それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

---

午前10時5分休憩

○横田委員長 委員会を再開いたします。

商工観光労働部の皆さん方には大変御苦労までございます。早速でありますけど、当委員会への報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

本日は、お手元にお配りしております商工建設常任委員会資料に従いまして、表紙の目次でございますけれども、不適正な事務処理により取得した備品の登録状況など7つの項目について御説明を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長等から御説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上であります。

○内戸保商工政策課長 商工政策課でございます。

委員会資料の1ページをお願いいたします。まず、「不適正な事務処理により取得した備品の登録状況について」でございます。

上のほうの表にありますように、商工観光労働部におきましては、食品開発センターにおきまして、書きかえによりウォーターオーブンとミキサーの2件の備品を取得したところでございます。下のほうにこの2件の備品の写真を載せております。次に2ページ、3ページに2件の備品の備品台帳の写しをつけております。書きかえにより取得した物品につきましては、従来、備品台帳に記載がなされておりましたが、今回、調査結果がまとまりました段階で、備品台帳に記載するというところで9月5日付で備品台帳を作成したものでございます。2ページの中ほどから下に黒く塗りつぶした部分がございますけれども、これは、納入業者に関する情報で、調査に協力いただいた納入業者の名前等につきましては、公表しないことになっているためでございます。

次、4ページをごらんください。次に、商工観光労働部関係の「自動販売機の設置状況につ

いて」でございます。これは、前回の常任委員会で資料の提出依頼があったものでございます。

1の出先機関についてでありますけれども、計量検定所から延岡商工労政事務所までの出先機関におきましては、自動販売機の設置はございません。工業技術センター及び産業技術専門校におきましては、それぞれ4台、9台の自動販売機が設置してございますけれども、還元金はございません。一番下の産業技術専門校高鍋校につきましては、前回御報告を申し上げたとおりでございます。昨年の7月までは還元金があったけれども、8月以降は還元金はなく、料金を1割下げているということでございます。

2の外郭団体につきましては、一番下の宮崎県職業能力開発協会に7台の自動販売機を設置してありまして、売り上げの1割から2割の還元金がございますけれども、協会の収入として適正に処理されているところでございます。

次に、5ページをごらんください。「出先機関の再編」のうち、商工観光労働部に関連する部分について説明をいたします。

まず、1の再編の背景でございます。出先機関の再編につきましては、総務部を中心に検討されているところでありますけれども、1には全体的な背景が記載してございます。

(1)は、市町村合併の進展でありまして、合併により県の出先機関が所管する市町村数は減少する一方、全体として市町村の規模、能力が拡大をしております。県からの権限移譲を一層推進している状況でございます。

(2)は、道路交通網の整備や情報通信技術の進展でありまして、これらにより移動時間の短縮や大量の情報を迅速にやりとりすることが可能となっております。

(3)は、行財政改革の推進でありまして、財政状況が厳しさを増す中、限られた人材を有効に活用できる簡素で効率的な組織体制の整備が迫られているところでございます。

(4)は、適正な事務執行の確保でありまして、不適正な事務処理等で失われた県政に対する信頼回復を図るために、適正な事務執行の確保に向けて、各出先機関に共通する物品調達、支出関係事務の集約や内部チェック機能の強化が必要となっております。

6ページをごらんください。2の商工観光労働部関連分の再編内容でございます。

(1)の対象機関でございますけれども、県税事務所、商工労政事務所、それから総務事務につきましては関係の出先機関となっております。

(2)の再編案でございますけれども、県税事務所を核に、拠点となる事務所を設置するものでありまして、商工労政事務所の機能につきましても、この新しい事務所において行うことといたしております。下のほうに現行と再編後の組織を示しておりますけれども、現在、県内には日南と都城、延岡の3カ所に商工労政事務所がありまして、いずれも、所長を含めまして職員3人の小さな事務所でございます。今回、再編に当たりまして、本庁と商工労政事務所の事務の見直しを行いまして、商工会議所や商工会の定期監査や貸金業の立入調査など、県内で統一した扱いが必要な事務につきましては、本庁で行うこととし、労働相談や就職・雇用相談、金融相談などの相談事業、誘致企業へのフォローアップ、企業情報の収集など、地域や住民との関連の深い事務につきましては、引き続き出先機関で行うこととしております。再編後も、これまでと同様、日南、都城、延岡の3つの事務

所におきまして、基本的にはほぼ同様の機能を果たしていくものと考えております。

(3)の再編時期でありますけれども、平成20年4月を予定しております。

(4)の再編の効果でありますけれども、地域における総務事務等を集約することにより、適正な事務執行の確保及び事務処理の効率化を図ることができるものであります。

商工政策課は以上でございます。

**○工藤地域産業振興課長** 7ページの「(株)山形屋の『地鶏炭火焼』の誤表示事案について」であります。

この概要は、株式会社山形屋が平成19年3月11日から8月4日までの間、同社のホームページ及び楽天市場の山形屋オンラインショップにおいて、プロイラーを使った鶏炭火焼き商品を「地鶏炭火焼」と表示して販売したことから、景品表示法の優良誤認の疑いがあるとして、公正取引委員会が調査をしているものであります。この原因は、掲載ページの原稿を作成した宮崎山形屋のIT担当者の入力ミスとのことです。宮崎山形屋は、この事態を受け、宮崎社内にコンプライアンス担当者を配置し、さらに毎週水曜日にコンプライアンスの朝礼を行うなどの対策をとったと聞いております。

2の販売実績であります。販売された商品は、「地鶏炭火焼と冷や汁の詰め合わせセット(頑張る宮崎A)」という商品と「地鶏炭火焼の詰め合わせセット(頑張る宮崎B)」の2種類の商品であり、合計の売上数量は375個です。売上客数は260名、売上金額は116万9,700円であります。

3のこれまでの経緯についてですが、山形屋に対しまして、8月20日に公正取引委員会より炭火焼きの件で8月23日に調査をしたいとの連

絡があり、それを受けて、山形屋社内で自主的に調査した結果、個々の商品については正しく表示されていたものの、セット商品名において誤表示が判明いたしました。その結果、翌22日に、オンラインショップ上におわび文を掲載するとともに、買い上げ客に対し返金や代替商品発送等の対応を開始し、約1カ月かけて全員への対応を終えております。その後、山形屋は、24日に鹿児島本社及び宮崎において記者会見を開き、今回の事案について発表をしております。

(2)の県への公取委の調査・報告ですが、県は、9月27日に公正取引委員会から聞き取り調査を受けておりますが、このときは個別具体的な案件についてではなく、鶏肉の流通状況等に関する内容であったため、今回の事案を把握するには至っておりません。県が把握したのは、山形屋より今回の事案についておわびと報告を受けた10月23日であります。その後、24日午前中に関係各課合同で山形屋から直接詳しい事情を聴取し、事実関係を確認いたしました。また、2日後の26日には、山形屋よりてんまつ書による詳細報告を受けております。

4の県としての対応ですが、販売された商品自体の原材料表示などに偽装や誤りはなかったのですが、公正取引委員会の最終判断を待ち、これまでどおり機会あるごとに適正な品質管理・表示を求めていくなど、今後、適切に対応してまいりたいと考えております。

次の8ページ、「平成19年度宮崎・中国経済交流訪問団について」であります。

1の概要であります。この事業は、東アジア地域との経済交流推進の一環として、中国における市場開拓を推進するため、本県企業と現地企業との商談機会の提供や宮崎杉のPR・調査、農水産物の調査などを実施するとともに、

今後の事業展開に資するため、現地の政府など関係機関との情報交換を行うことなどによる市場調査を行うものであります。

2の訪問日についてであります、平成19年10月24日（水）から27日（土）の3泊4日の日程でございます。

訪問地は、中国上海市であります。

4の参加者であります、河野副知事を団長とし、県、企業や関係団体など、13企業・団体の29名でございます。

5の訪問内容であります、(1)の政府機関等訪問・経済状況調査については、今回の商談会などに協力していただきました上海日本国領事館や上海市人民政府の上海市対外経済貿易委員会などを訪問して、今後の上海市と宮崎県のビジネス展開や人的交流の促進について協力をお願いするなど、意見交換を行っております。

(2)の貿易・技術商談会につきましては、本県企業4社9名が中国企業21社と商談を行っております。また、商談会出席企業以外にも視察のみの参加の企業が6社7名となっております。

(3)の宮崎杉輸出PR・調査につきましては、現地協力企業との意見交換会や宮崎杉使用施設の調査・PRを行っております。(4)の農水産品市場調査につきましては、農業産地の調査、農水産物市場の調査や小売店など農水産物販売状況調査を行っております。

このように、関係団体や県内企業とともに経済成長の著しい中国との経済交流の推進を図ったところであり、今後とも、海外取引を開始する意欲のある企業を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○橋口観光・リゾート課長** 私のほうからは、資料の9ページをお願いしたいと思います。この秋、県内で開催されます主なスポーツイベン

トについての御案内でございます。

本県では、「スポーツランドみやぎ」づくりの一環といたしまして、スポーツイベントなどの誘致・開催支援に取り組んでおりますが、この秋も各プロ野球チームの秋季キャンプが開催されますほか、野球、ゴルフなどのビッグイベントが本県で開催されるようになっております。

ことし最も注目すべきは、資料の中ほど、上から4つ目でございますけれども、北京オリンピック、野球の日本代表チーム、いわゆる星野ジャパンの宮崎合宿でございます。12月1日から台湾で開催されますアジア予選に向けました最終調整のための合宿が、サンマリンスタージアムで行われることとなっております。アジア予選で1位となりますと北京オリンピック出場が決定するというので、代表チームにとっても大切な大会、その直前合宿でございますので、真剣そのもの、代表ならではのプレーが見られるものと期待しているところでございます。

また、その下のほうに掲げてございますが、ゴルフでは、昨年同様、世界のトッププロが集うダンロップフェニックストーナメントや、今シーズンの女子のナンバーワンを決めるリコーカップが開催されますほか、新たに、上から2段目に掲げております、ことし初めて開催ということですが、レクサスチャンピオンズチャレンジでは、青木功選手やトム・ワトソン選手など日米のビッグネームによる夢の競演が宮崎で実現するというようになっております。

さらに、その下でございますけれども、スカイスポーツの祭典でございますスカイ・レジャー・ジャパンが都城市で開催されることとなっております、約4万人を超える観客が見込まれているところでございます。

また、下から3番目でございますけれども、本県で初めてのラグビーのトップリーグの公式戦が生目の杜運動公園で開催される予定となっているところでございます。

なお、一番下になりますけれども、毎年、県内外から多くのランナーが集って好評を得ております国際青島太平洋マラソン、今回はフルマラソンの制限時間を30分延長いたしまして6時間とするなど、大会の魅力アップにも努められておるところでございます。特に、ことしはタレントの萩本欽一さんの参加も予定されているようでございます。

以上でございますけれども、このようなビッグイベントがこの短い期間に開催されまして、県民の皆様の間近でお楽しみいただけるというのは、ほかの県には余りないというふうに思っておりますので、委員の皆様方にも、ぜひ会場のほうにお出かけいただきまして、「スポーツランドみやざき」ならではのスポーツの秋をお楽しみいただきたいというふうに存じおります。

観光・リゾート課からは以上でございます。

**○金丸地域雇用対策監** 続きまして、「県北地域雇用開発計画の策定について」御説明いたします。

資料の10ページをお開きください。まず、1の目的についてでございますが、有効求人倍率が低いなど雇用情勢が特に厳しい地域においては、地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発計画を策定することにより、国から重点的な支援を受け、雇用の安定を図ることができるようになっております。県北地域は、本年9月30日まで旧地域雇用開発促進法に基づく雇用機会増大地域として指定を受けておりましたが、期限切れとなることから、新たな計画を策定し、引き続き国からの支援を受けることとしたものでありま

す。

次に、2、計画の内容についてでございますが、対象地域は、(1)にありますように、延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡の9市町村であります。次に、具体的な施策についてでございますが、(2)にありますように、細島臨海工業地帯やクレアパーク延岡等を生かした企業誘致の促進、並びに産学官が一体となった共同研究の強化等による新産業の創出を図ってまいりたいと考えております。また、日向灘から九州山地まで豊富な農林水産資源を活用して、生産、加工、流通が一体となった取り組みを進めるとともに、広域観光振興による産業全体の活性化を図り、雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。また、企業には人材の育成確保につきましてさまざまなニーズがございますので、産業振興を支える人材の育成に努めるとともに、前の議会で、雇用情勢が悪いにもかかわらず人手不足の状況も一部には見られるというお話をさせていただきましたけれども、本年8月に開設いたしました「ヤングJOBサポートみやざき延岡サテライト」も活用しながら、雇用のミスマッチの解消に努めたいと考えております。次に、(3)雇用創出目標につきましては、(4)に記載しております計画期間の3年間で1,200人としたところでございます。

次に、3、計画に基づく支援措置についてでございますが、事業所の設置・準備や求職者の雇い入れ等を行う事業主に対して、①から③にありますような各種の奨励金、助成金が国から支給されることになっております。

なお、別冊で計画書を配付させていただいておりますので、ごらんください。

私からは以上でございます。

**○河野工業技術センター所長** 私のほうからは、

「工業技術センター及び食品開発センターの最近の取り組み状況」につきまして、あわせて御報告を申し上げます。

常任委員会資料の11ページをごらんください。まず、工業技術センターでございますが、今回は、研究開発分野での大きな柱になっておりますSPG関係の共同研究業務の主なものについて御報告をいたします。

1のハンダ工場の本県内立地につきましては、平成14年度から、本社が東京にございますハンダ業界最大手の千住金属工業とSPGを活用したハンダ粒子やハンダボールの新しい製造技術の共同研究に取り組みまして、量産技術の確立に成功いたしました。この新しい製造方法による事業化を図るため、同社は、宮崎市佐土原町のテクノリサーチパーク内に新会社を立ち上げ、工場がこの9月末に竣工いたしました。現在、本格的な操業を目指して製造ラインの調整を急いでいるところでございます。

会社の概要につきましては、(1)から(7)まで書いておりますが、立地企業名を千住技研株式会社といたしまして新しく立ち上げております。(5)生産計画は、平成20年度を2億円、平成24年度を20億円見込んでおまして、また、(6)従業員雇用計画が第1期を50名、第2期を100名としております。(7)の出荷先につきましては、インテルを初めとする半導体メーカーや電子製品製造メーカーとなっております。

下の写真は左がハンダ粒子の電子顕微鏡写真でございます。また、右が建設された工場の写真でございます。

今回の工場につきましては、工業技術センターが長年にわたり取り組んでまいりましたSPGの研究が、企業立地という形で結実をしました大きな成果であると考えております。今後まず

まず事業が拡張することで、雇用とか税収の面において県内への波及が拡大することを期待しておるところでございます。

12ページをお開きください。2、その他の主な取り組み状況についてでございます。

まず、(1)の超微細化シリカ製造技術の開発でございますが、これは、日向市に工場のあります富士シリシア化学株式会社との共同研究で、SPG膜乳化技術を用いて、従来にない非常に微細化されたシリカ粒子の製造技術を開発するものであります。この超微細化シリカは、磁気カードの表面コートや化粧品等への利用が期待されております。

次に、(2)の新しいタイプの調味料の開発でございます。これは、宮崎市に本社があります日本食材加工株式会社との共同研究で、SPG膜乳化技術を用いて、植物などから抽出した天然の有効成分を超微細化した新しいタイプの調味料を開発するものでございます。

(3)のセサミノールの微粒化技術の開発でございます。これは、延岡市に本社があります清本鐵工との共同研究で、SPG膜乳化技術を用いて、ゴマの絞りかすから抽出された有用物質セサミノールの微粒化技術を開発するものでございます。サプリメント等の補助食品としての利用が期待されております。

(4)の新しいヘア化粧品の開発でございますが、これは、京都に本社がございます玉理化学工業との共同研究で、SPG技術を用いて頭髮に有効な成分をマイクロカプセルに閉じ込めた新しいタイプの化粧品を開発するものであります。

(5)のナノバブルを利用した微生物培養装置の開発でございますが、これは、横浜に本社があります日揮株式会社との共同研究で、SP



G ナノバブル生成技術を用いて、有用な微生物や細胞等の高性能培養・育成装置を開発するものであります。

このほかにも多くの企業からSPG技術に対する共同研究や技術移転の要請がございますが、当センターといたしましては、可能な限り県内企業を優先することとしておりまして、県外企業と提携する場合におきましても、何らかの形で県内企業を絡め、本県へのメリットにつながるように努めておるところでございます。

13ページをごらんください。次に、食品開発センターでございますけれども、今回は、本県産焼酎の新規酵母の開発と干したくあんの地域ブランド化に向けた取り組みにつきまして、御報告を申し上げます。

まず、本県産焼酎の新規酵母の開発についてでございます。1の背景であります。現在、県内の65%の焼酎工場に分譲している宮崎酵母は、開発されまして約50年になっておりまして、消費者の嗜好性の多様化に対応した新しい酵母の開発に対する業界からの要望を受けて、新規酵母の開発を行うものでございます。

2の現在までの取り組みでございますが、200種類の野生の酵母から現在、優良な7種の酵母まで絞り込みを行っております。

3の今後の展開でございますが、来年3月までに3つか4つの酵母まで絞り込みまして、それぞれの酵母を使って試験醸造を行い、最終的には1種の優秀な新規酵母を選別し、新しいタイプの焼酎の製造を目指すこととしております。このことによりまして、本県焼酎業界のさらなる発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、干したくあんの地域ブランド化に向けた取り組みについてでございます。

1の背景でございますが、以前は、全国でつ

くられておりました干したくあんは、漬物の多様化により需要が大きく減少し、現在ではほとんどが本県と鹿児島県のみで生産されております。そこで、伝統的手法による宮崎産干したくあんの需要拡大を目指しまして、地域ブランド化に取り組むものでございます。

2の現在までの取り組みでございますが、平成18年度に宮崎市の道本食品株式会社、都城市のヤマエ食品株式会社と干したくあんどレッシングを共同開発しまして、新宿の「KONNE」及び県内数カ所で販売をいたしております。また、今後のさらなる展開に向けて、今年6月に会員企業10社による「宮崎県干したくあん研究会」が発足の運びとなりました。

3の今後の展開でございますが、干したくあんの機能性の分析、生たくわんや海外原料によるたくあんと成分の比較、また、新しい製品の開発に向けた検討を行っていくこととしております。

このことによりまして、干したくあんのブランド化や消費拡大、ひいてはたくあん業界の発展を図ってまいりたいと考えております。

工業技術センター及び食品開発センターは以上でございます。

**○横田委員長** 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様、質疑がありましたら、どうぞ。

**○河野工業技術センター所長** もう一点忘れておりました。最後に「その他」ということで、センターの一般公開について御紹介をさせていただきます。この中に入っておりますが、県の工業会が実施いたします「第14回みやざきテクノフェア」に合わせまして、県民の方や企業の皆さんにセンターの研究や業務を広く知っていただくとともに、子供たちに科学技術に親しんでもらうよう、研究室や研究機器等を公開する

ものでございます。期日は11月2日（金）と3日（土）となっております。内容は、サイエンスマジックショー、燃料電池の実験、野菜や果物を原料としたせんべいづくりなど、多くのメニューを楽しんでいただくことにしております。委員の皆さん方にも、ぜひ御来場いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○**横田委員長** 以上で執行部の説明が終わりました。委員の皆様の質疑がありましたら、お願いします。

○**武井委員** 早速ですけれども、7ページ、山形屋の件を質問させていただきます。時系列的なところはとりあえず置かせていただいて、まず最初なんですけど、今の見解並びに報道等を見ていまして、IT担当者の入力ミスということで、報道なんか非常にそれが強調されているんですけれども、私はちょっと別の見解を持っておるんですけれども、繰り返しになりますけど、基本的にはこの問題はIT担当者が鶏というところを地鶏と入れ間違えたということが問題であるということで、まず、事実確認をしたいんです。それで間違いはございませんでしょうか。

○**工藤地域産業振興課長** そういうことで山形屋宮崎店のほうから報告を受けています。

○**武井委員** 確かに、この事案だけ見ればそのとおりなんですけれども、これはある意味では起こるべくして起こった事案ではないかと思っております。これが問題のといえますか、「地鶏」というふうに表記をされたもの、これは買ってきたんですけれども、確かに、これを見ると普通の人は地鶏というふうに思うんじゃないかと思うんですが、これについて山形屋の佐田社長の記者会見はごらんになりましたでしょうか。

○**工藤地域産業振興課長** テレビを見る機会が

なかったんで、見ておりません。

○**武井委員** 私も報道で、テレビで見たんですけども、その中で、宮崎では鶏を一般的に地鶏と言う文化があると、言葉は正確ではないかもしれませんが、そこで担当者もその意識の中で地鶏という表現をしてしまったのではないかといった発言がありました。まさにそのとおりではないかと思うんですね。宮崎では、皆さんも飲みに行かれたときなんかそうでしょうけど、「地鶏食いに行こうや」と普通に言います。多分、皆さんも宮崎の鶏、「地鶏買ってきて」と普通に言うと思うんですね。ですから、これ、「鶏炭火焼」というふうに書いてあって、確かに、この中には「地鶏」というふうに書いてないんですが、表現として、さっきの佐田社長の話じゃないんですけど、今、紛らわしいものが大変多いのではないかと思うんですが、そういった地鶏という表現、または地鶏でないものの表現というものが、混同して非常に紛らわしい現状があるのではないかと思うんですが、その辺の認識はいかがでしょうか。

○**工藤地域産業振興課長** 今、特定JASの認定を受けているのが、県内で生産されている地鶏の中には「みやざき地頭鶏」と、もう一種類、別の鶏が地鶏という認定を受けております。だから、ほかの商品と差別化を図るためには、地鶏をもうちょっと強調したPRをすれば、一般の人たちは、ああ、違うんだなというのがわかるのではないかと考えております。

○**武井委員** それは逆だと思っただけなんです。限りなく地鶏と、こう言ったらちょっと言葉は悪いかもかもしれませんが、誤認することを見越した上での商品というものが私は非常にあるんじゃないかなと思うんですね。ですから、逆に言えば、こういうものを抑止するには、地鶏でないもの

には、「これは地鶏ではない」であるとか、プロイラーの産卵であれば「養鶏鶏使用」であるとか、これは地鶏ではなくて、養鶏の関係の鶏を使っているということなんですけど、そういうものをきっちり表記して、逆にそうではないものはそうではないということをしかり消費者の皆さんにわかっていただくということが大変重要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○工藤地域産業振興課長** その裏側の表示につきましては、JAS法にのっとりつつで、それで満たしているんですけど、それ以外の表記につきましては、業界の皆さんで決めないと、自由競争の世界ですので、県の方でどうしなさいこうしなさいというようなことは言えないと思います。

**○武井委員** 今まで何度もこういう議論、知事のブランド似顔絵のことも含めてなんですけど、県のほうでは言えないと。知事の判断、自由競争ということはずっと述べられてきたんですが、現実こういうことが起こってきている中で、やはり宮崎地鶏というのは、知事のPR効果もあって、今、宮崎の一つのブランドになっているわけですから、逆に言うと、それを守るという観点から考えたら、そうでないものがそうでないときっちり表記されるというのは当然重要なことだと思うんです。それについて、基本的には自由競争なのはわかりますが、裏面を見てもどこを見ても、「味つけ鶏」とか書いてあって、これ、普通に見たら、さっきも申し上げたとおり、地鶏と誤認してしまうわけですから、むしろそういうことを県から積極的に指導をしていく、例えば、県としては、地鶏でないものはこういう表現にしてほしいであるとか、プロイラーを使ったものにはこういう表現でしてほしいで

あるとか、そういったイニシアチブを県としてとっていくといった意思はありませんか。

**○工藤地域産業振興課長** この地鶏の問題については、各方面から地鶏という定義をびしゃつとしてくださいというお話がありますので、畜産課などが中心になりまして今、研究をしている段階で、その上に全国的な影響もありますから、その点を配慮しながら現在研究中だと聞いております。それが出た段階で業界の皆さんにはお伝えしたいと思っているんですけど、業界が集まって話し合いをされても、びしゃつとした地鶏の定義がない現在の段階で、業者の皆さんに地鶏以外の表記をしてくださいというのは、なかなか難しいのではないかと考えております。

**○武井委員** 最初の話と若干矛盾があるんじゃないかと思うんですが、今、研究されているということですから、それはそれで待たなければいけないということなんでしょうけど、ただ、現実にJAS法という法律があって、山形屋は公正取引委員会から指導を受けているわけですよ、地鶏でないものを地鶏と表記したという事実において。ということは、今の段階で公正取引委員会もその根拠に基づいて指導をしているわけですから、それは今の段階でもどれが地鶏であってどれが地鶏でないかというのは言えるんじゃないかと。それが言えるから山形屋に対して公取は指導したんじゃないんですか。

**○工藤地域産業振興課長** それをつくったメーカーも正しく表示をしていて、それはそれで別に公取委のほうは何も言っていないわけなんですけど、個々の商品名は正しかったんだけど、それをまとめたセット商品が地鶏という表記をしていたんで、消費者の皆さんが間違えるということが入ったと聞いておりますので、別に個々

の商品自体がどうだこうだというのではないというふうに聞いております。

それから、公正取引委員会が地鶏という表現が何で悪かったのかという、要するに、個々の商品はブロイラーの炭火焼きだったのをセット商品名に地鶏と使ったということで、優良誤認という認識をしているのではないかと聞いております。まだ正式に公取委から最終的な判断が下っておりませんので、推測の段階ですけど、そういうことです。

**○武井委員** 余り長くなってもいけませんので、一たん締めたいと思うんですが、結局、今のお話を聞いていても、山形屋は、本体は間違えていなかったと、セットの中で表記を間違っていたのと。結局、現実的にこれだけ全国にも流布されて非常にマイナスの風評イメージも出ている中で、単に山形屋の表記ミスということで終わらせてしまっただけとはいけませんね。本当に地鶏をまじめに生産している農家さんもうらっしゃるわけですよね。そういうところにも現実的に影響が出てくるということを考えれば、先ほど、地鶏の定義が出たら、また業者さんにも話をしていくということをおっしゃいましたけれども、最後になりますけど、そういった具体的な地鶏でないものの表記とか、地鶏とそうでないものの峻別ということについて、県としてこれからイニシアチブをとって、業者さんとか業界に対して話をしていくとか、指導をしていくとか、今後はされるつもりがあるかどうかということをお聞かせください。

**○工藤地域産業振興課長** 一応、話し合いの場を持ちたいと思うんですけど、物産振興センターの会員の人は呼びかけられるんですが、それ以外に炭火焼きを扱っているところがまだ何社あるかということも、正式なところはわかっており

ません。といいますのが、普通の飲食店でも真空パックをする機械があるので、そういうところでも販売しておりますので、全部を網羅しないと多分、加工品メーカーさんも納得しないと思うんで、センター会員だけだったらどうにかなりそうなんですけど、その他のところを集め切れるかというのがちょっと難しいんじゃないかと考えておりますので、研究はしてみたいと思っております。

**○武井委員** 最後に一言、センターの会員さん、物産振興センターはこれだけ売れているわけですし、会員さんは多いわけですから、会員さんが中心になって、名称をきっちりして、私たちはこういうふうにしますという意思表示を示していけば、それはだんだん広がってくるはずですし、逆にそれをやっていないということがマイナスになってくるということもあるでしょうから、逆に言うとならばプラスな形に広めていくことはできると思います。地鶏の定義を研究されているということですから、その定義なりがしかるべくわかった段階で、早い段階で少なくとも振興センターの皆さんだけでも統一していただくように重々お願いをしたいと思います。以上です。

**○坂元委員** 地鶏の定義というのはいないんですか。

**○工藤地域産業振興課長** 特定JASを取った地鶏ですというのであれば表記できるんですけど、その他の地鶏は、特定JASを取った地鶏と書かない限りなかなか判断ができないということです。

**○坂元委員** 県の農政水産部も地鶏の定義を持っていないんですか。

**○工藤地域産業振興課長** 農政のほうにも意見を伺ったんですけど、どこまでが地鶏でどこま

でが地鶏でないというのはまだ研究中ということでした。ただ、特定JASを取ったところは完璧に特定JASなんですけど、地頭鶏の生産農家で現在のところ、特定JASを取っているのは1社と聞いておりますので、ほかのところはまだ取っていないと聞いています。特定JASの基準以上の飼育環境は持っているんですが、特定JASの認定はすべての農家が取っているわけではないので、なかなか難しいということでした。

○坂元委員 ブロイラーの炭火焼きというのは宮崎県では有名なんですか。

○工藤地域産業振興課長 炭火焼きは飲食店でよく食べるんですけど、有名か有名でないかは私らは確認しておりません。

○坂元委員 スーパーなんかに行くと若鶏もも身とかいろいろ書いてあります。若鶏ということは要するにブロイラーということですよ。ブロイラーの炭火焼きをわざわざネット販売なんかで買って食いたいと思う人がいるのかどうかということと、ブロイラーの炭火焼きというのは、宮崎県でこれ以外にほかの商品があるんですか。

○工藤地域産業振興課長 ほかに若鶏を使っている商品はあります。年齢差にもよるんだと思うんですけど、炭火焼きの場合は、地鶏の場合は身がかたいということで年寄りの方が嫌がるんで、若鶏の炭火焼きも結構、高齢の方には人気がございます。

○坂元委員 地鶏は身がかたいんですか。

○工藤地域産業振興課長 地頭鶏の場合は、私も食べてみましたが、そんなにかたいものではございません。

○坂元委員 宮崎県の地鶏ブランドである地頭鶏というのは若鶏ですよ。地鶏であっても身

がかたくないんですよ。ブロイラーぐらいの歯ごたえですよ。だから、肉がかたいから地鶏だというその認識がまず間違っているんですよ。行政マンとしてもその程度でしょう。年寄りには、地鶏は歯ごたえがあり過ぎるから若鶏でなきゃだめだなんて。どこにそんな先入観があるのかということですよ。赤鶏が地鶏だとか、かたいのが地鶏だという、この先入観がまず間違っていると私は思う。つまり、ブロイラーの炭火焼きがわざわざ食いたいというのであれば、ブロイラー炭火焼きと書きますよ。それが売れるんなら。あいまいに消費者が勝手に判断するだろうなというところに、まず表記しない原因があるわけでしょう。性善説か性悪説か知らんけど、監督する立場としてはその程度でいいかもしれんけど、今、武井委員が言われたような品質管理については、皆さん方がやらなければ政策条例だって我々がやったっていいと私は思っているんですが、やっぱり何を守るべきなのかということとをびちっと考えたほうがいいと思うんですね。

○萩原委員 事の発端は、やっぱり今の東の風に乗って「そのまんま君」のシールと「宮崎名物」というのがあると、消費者は紛らわしいですよ。そう思いませんか。普通、この東の風が吹かなければ炭火焼きをやったところで大して大きな問題じゃなかったわけです。だから、あなたの担当なのかわからんけれども、「そのまんま君」のイラストの株式会社「びっきょ」が管理しておるところ。知事は性善説に基づいてやったわけですよ。恐らくそうだと思うんですよ。私のシールで商品が売れることだったらどんどん使ってくださいよと。ところが、世の中は性悪もあるわけですよ。だから、その辺の根っこのところをじっくり考えて対応し

ないと、あなたの直接の関係はないかもしれないけれども、宮崎ブランドまで傷つけてしまう危険性を非常にはらんでおるんです。ですから、根っこのところをもうちょっと農政水産部、あなたのところ、知事と株式会社「びっきょ」も入れてやらないと、全国の津々浦々まで、これは宮崎県のブランド商品ですよという商品のマークと、これは単なる「そのまんま君」のシールの商品ですよというのの区別はつかないですよ。知事のイラスト、肖像権があると言うだろうけれども、イラストと宮崎県名産と出れば、大多数の消費者は宮崎県の地頭鶏だ、地鶏の炭火焼きと思うし、根っこのところを真剣に考えないと、これから先の宮崎県の産物について、非常に疑念を持ちながら消費者が対応せざるを得なくなってくる、私はそう思いますね。その辺をどう考えていらっしゃるのか、ちょっと伺います。

**○工藤地域産業振興課長** 委員のおっしゃるとおり、所管は総合政策本部になるわけなんですけれども、いろいろと各方面からの御指摘もありますので、今後、何ができるかも含めまして、検討していくことになるのではないかと考えております。

**○萩原委員** 知事がテレビあるいは新聞で、私のこのシールを使うときには商品管理を正しくやっていただきたいと言う。僕はこの前、下関に行ったら、下関にもこういうシールを張った、旗までついた、駅の前でやっておるわけです。下関の人に聞いてみると、これは宮崎県の名物でいいんじゃないかと、こうなってくるわけです。実はうちの息子が博多で勤めておるんですけど、本当の地頭鶏の炭火焼きを買って、皆さんと食べたらおいしかったと。今度、お盆に空港で買って持っていったら、「お父さん、こげん地鶏ちゃ

かたいのね」と言うから「それは廃鶏よ」と。農業を知らんことだから、「廃鶏ちゃどういうことね」と。私は非常に卑近な例を言ったんですけどね。「お母さんを焼いたようなもんよ」と。表現は余りよくないけど、親子だからそういう言い方をしたんですけれどね。大衆はわからないですよ、知事のシールと宮崎県名産とつくと。だから、その辺を総合政策本部も踏まえて、知事がよく業者に訴えていることを、株式会社「びっきょ」が立ち入れないかどうか知らんけれども、よく県庁職員は「指導をしながら」と言うけれども、指導をして、本当にシールを使うんだったら間違いないかどうか、そこまでぴしゃっとしてくださいよということをやらないと、宮崎県名産は、これから出るか出ないかわからんけれども、非常に危険をはらんでおると思います。その辺の考えをもう一回。

**○工藤地域産業振興課長** 御指摘のとおりだと思うんですけど、最初に知事が自由に使っているよということをおっしゃっていますので、いろんな似顔絵が出ております。したがって、委員がお持ちになっているイラストも「びっきょ」のイラストではなくて、また別の会社のイラストなんですけど、そういうふうにはいろんなイラストが出ていますので、先ほど申しましたように、何ができるか、どういうふうにすれば一番いいのかということを含めまして、総合政策本部、関係課で協議になるのではないかと考えております。

**○萩原委員** 特に知事とよく話ができるのは部長——知事は性善説だと思っておりますよ。私のシールを使って商売がもうかるならどんどん使ってくださいという性善説でやったんだろうと思うけど、結果はこういうことになってきたわけです。何でも世の中というのは規制緩和と言いな

がら、片一方では規制する世の中ですけどね。その辺を部長は知事とどういうふうこれから対応していきたいか、ちょっとお考えを聞きたいと思います。

**○高山商工観光労働部長** イラストの関係で、前のウナギの問題でやりましたときに、この委員会でも出たんですけども、その後すぐに知事が直接「びっきょ」のほうに申し入れをされまして、そして、つけるときの基準を明確にするようにと。そして、もしそれが誤ったときはすぐに解約ができるように、そういった契約段階で条項を入れるようにと、そういうふうに申し入れをされまして、会社のほうも理解されたというふうに聞いております。そういった意味で、知事のほうもその問題意識につきましては、非常に認識しておりますので、宮崎の品はいいと、そしてそれがどんどん売れるというふうにしたいというふうな考えは我々と一緒だと思いますので、そこ辺は知事も含めて、また総合政策本部も含めて、今後のあり方を、何ができるか、いい方法は何かということと一緒に検討していきたいというふうに思っております。

**○萩原委員** 部長、間違いがあったときには厳正に対処するということでは私はまずいと思うんですね。誤ったものが全国に出てしまえばまずい。それよりも、これを使用することに対して的確に管理できるというか、調査できるスタッフを「びっきょ」が持つておかなきゃいけないんですよ。そこら辺を厳しく指導するというか、やってもらうように知事と話してもらわんと困ると思うんですが。この辺をちょっとお聞きします。

**○高山商工観光労働部長** 先ほど申し上げましたように、知事からは、いわゆる基準を明確にして、それをしっかり見てから了解するように

しなさいというふうに申し入れしまして、会社のほうも了解しているというふうに聞いております。

**○蓬原委員** 関連してですが、8月20日の公正取引委員会より調査したいとの連絡あり、この公正取引委員会が動くようになったそもそもの発端というのは消費者からの声だったんですか、どういうことだったんですか、教えてください。

**○工藤地域産業振興課長** 公正取引委員会は、どこどこ社とか、どこどこ商品とかいうのはずっと我々には教えてもらえずに、伏せておりました、これの発端は聞いておりません。

**○蓬原委員** ちょっと今のがっかりしましたがね。そういうのは聞くべきでしょう。宮崎県にかかわる、これだけ全国ネットでワイドショーの格好のえじきになっているわけですからね。これはどういうところで公正取引委員会が動くようになったのかという、消費者からの声だったのか、県として、それは一般の企業のやることだからということがあるかしれんけど、これはやっぱり聞いておくべきじゃないんですか。

**○工藤地域産業振興課長** 公正取引委員会の口がかたいんですよ。9月27日に来たときも、ただの鶏肉の流通調査ですということであっていらっしゃいますので、さっぱり最初のうちは何のことかわからなかった状態で、教えてくださいと言っても、県外の業者が鶏の優良誤認に当たるようなことをしているというのがわかったのは後のことでありまして、最初のうちは全く教えてくれませんでした。

**○蓬原委員** その後、山形屋とは接触はされたんですか。

**○工藤地域産業振興課長** 我々は県外業者が山形屋とわかったのが10月23日でございます。わかった以降は、ここに書いてありますように、24

日に呼びまして、事実を確認いたしました。それから26日にてんまつ書を提出していただきました。

**○蓬原委員** そのときに、公正取引委員会が山形屋にインターネットの通信販売上の間違いを指摘してきた、そのもともとの発端は何かというのは聞き出し得なかったということですか。

**○工藤地域産業振興課長** そのとおりでございます。

**○蓬原委員** これに関して、知事も、コメントがテレビに出ておりましたが、県庁として、このことについて何か連絡会議みたいなものを持たれたのか、持たれたとすれば、これに対する知事の見解はどうだったのかということをお尋ねします。

**○工藤地域産業振興課長** この件に関しましては、9月27日にそういう調査が入って、これは怪しいぞということになりまして、これ以降、3回ほど関連各課で情報交換をやっております。ただ、知事の報告につきましては、一体どこから、どういう内容で、どういう処分が下るかということがありますので、概要は景品表示法を管轄しております担当課のほうでやっております。

**○蓬原委員** イラストを取り扱っている「びっきょ」とは何かその後、このことについて意見交換なり、調査なり、聞き取りをされたことはあるんですか。

**○工藤地域産業振興課長** 今回のイラストは「びっきょ」には関係ない、全く別の業者のでありましたので、「びっきょ」とは連絡はとっておりません。

**○蓬原委員** 「響」さんのほうだったですね。「響」さんとはそこあたりの調査、聞き取りは。

**○工藤地域産業振興課長** 本当は「響」と言っ

ちゃいけないんですけど。「響」は全然関係ない、落ち度はない業者なんですけど、山形屋が公表しましたので「響」とわかってしまったんですけど、内容については公正取引委員会から調査を受けましたと。それで、表示どおりで、別に指摘はございませんでしたという報告はセンターのほうで受けております。

**○蓬原委員** そのときに、名前が出ましたけど、この会社については製造上何も問題はないということでおかっています。そうしたときに、このイラストを使用するに際して、使用料等の関係が絡んでいますよね。例えば、ここがおつくりになったイラストというのがあって、これを山形屋さんがお使いになる、そこに例えば1つ幾らとか、そういう契約があっているかなと思うんですが、あっているとすれば、この商品をおつくりになったところとして、そこにはそういうお金の介在がもしあっているとすれば、山形屋さんに対して、一つのメーカーとしての責任として、そこをちゃんと苦情なり言うべきじゃないかと思うんですが、そのあたりのことまではつかんでおられませんか。

**○工藤地域産業振興課長** これは「響」の会社が独自につくったイラストなんで、別にお金のやりとりはございません。したがって、「響」の正しい商品を間違って山形屋が売ってしまったということで、山形屋のほうから「響」さんのほうにおわびに行くと伺っております。

**○蓬原委員** それでは、さっき、武井委員のほうから、県がイニシアチブをとってやるべきじゃないかという意見がありましたが、萩原委員からもありましたけど、やはり知事のイラストだということで、毎回の話ですけど、これをどうするかということは、今後大きな問題だし、ちゃんと整理づけないと、いわゆる便乗商法という



のがこのほかにも出る可能性はあるわけで、先ほど申し上げましたが、ワイドショーが今、知事の人気が高い分、何かがあると、このテレビ局が物すごく持ち上げて、その裏番組では逆にそういうネタをもとに大々的にやる。それが結果的にはここまでみんなで頑張ってきたブランドづくり、一朝一夕にできたことじゃないブランドというのがあるわけですね。牛にしたってそうですけども、それが一瞬のうちに崩れていく心配があるんじゃないかという、ここに我々の心配はあるわけですから、これは知事という公的な立場にある人のイラスト、萩原委員の意見にもあったように、これは県の認定、知事が推奨するものというふうに取り扱ってしまおうとここで問題があるわけだから、県は積極的に関与して、ここのグレーな部分についてちゃんと整理すべきだということを意見を申し上げておきたいと思います。

**○水間委員** それぞれ皆さん、同じ意見を持っておられるんですが、私自身も知事のイラスト問題で大変なことになりますよと今までも言ってきたんですが、ここの問題は、知事は官製談合の中からコンプライアンス、この言葉を盛んに言っておられます。知事のシールのことでこのコンプライアンスが崩れていく。守れ守れと言いながら、今、知事のシールを使いながら偽装をやる、守っていかれない、これが崩れていくような様相ですから、そこは先ほどのお話のように、担当課として、知事のシールを、だれでもいいですよじゃないんですよ。これを言ったからおかしくなったんです。だれでもかかれでも、今、商品が売れるから使って、今だ、商品を出せとどんどんやるんですよ。その結果が、宮崎の安全・安心の地場産の商品というものがおかしくなる様相ですから、対応する商工観光

労働部として、現実には大変なことが起きつつあるということ、もう起きているんですけども、そのことを十分に認識して今後の対応に当たっていただきたい。どうでしょう、部長。先ほど、部長の知事とのいろんなお話もありますが、このコンプライアンスの問題を非常に自分で言われてこられた知事ですから、あなたの言っていることがどんどんおかしくなっていますよということをやっぱり言うべきだと思いますよ。どうでしょうね。

**○高山商工観光労働部長** イラストの関係につきましては、ずっと委員会でもいろいろ問題があるんじゃないかということで御指摘をいただいております。それで、総合政策本部を中心にいろいろ検討をしておいて、管理ができるかできないか、そこ辺を含めていろいろ研究をして、法的にやった場合どういう方法があるかとか、いろいろやって非常に難しいと、現実。例えば、県が商標登録をして、それを認定した者に使わせるという方法はあるんですが、それ以外の類似のものが出てきた場合にそれは管理のしようがないと。そこ辺も含めていろいろ問題があるということで、なかなか管理できないと。知事としては、できるだけ販売が有利にということと善意でやっておられるということです。しかし、先ほども申し上げましたけれども、もう一度、方法はないかどうかにつきまして、総合政策本部も含めて、向こうのほうももう一度検討しようと言っておりますので、方法があるかどうか、あるとしたらどういう方法があるのかを含めて検討は続けていくということにしております。以上でございます。

**○水間委員** もう一点は、蓬原委員が言われたことなんです、8月20日から9月27日、県への聞き取り調査、恐らくそういうことではない

かなと思ったんですが、公取委がどこに調査をし、何を聞きたいとか、担当はだれがお聞きになったか、ちょっと手を挙げられますか。調整したいとの連絡があって、その連絡をお聞きになったのはどなたか。これは山形屋ですか。

○**工藤地域産業振興課長** ちょっとわかりません。

○**水間委員** そのことから、県への報告が結局、1カ月かかっておるわけですね。公取委が流通状況について県に聞きに来た。ただ聞きに来ただけ。この1カ月の段階で何か動いている、何か起きてきているということは県としても全然わからなかったんですか。

○**工藤地域産業振興課長** 県としては把握しておりません。

○**水間委員** 恐らくそう言わざるを得ない。疑ったってしょうがないんですが、宮崎に公取委が入ったとか、どこに来たとか、そのくらいの情報は的確につかむべきですよ。今、緑資源の問題もいろいろありましたけれどもね。公取委も内々でいろいろ調査、今の時代、内部告発しかないと思うんですよ、ここまで来るには。宮崎県としても、情報のとり方も考えていただきたいなというような気がします。

それと、公取委の最終判断を注視しながらということですが、最終判断の時期はわかりますか。

○**工藤地域産業振興課長** これは、記者会見をやるということで聞いておりまして、30日と聞いております。

○**水間委員** 終わります。

○**蓬原委員** 後々のために、参考までにちゃんと聞いておきたいんですが、イラストの肖像権は知事にあるということですね。唯一無二の東国原知事に帰するという事なんですが、今、

著作権、県内でこの権利を持っている人が我々が知る限り2つなんです、そのほかに幾らあるかということと、その著作権を使ってイラストをほかの皆さんが使う場合に、どういうお金、契約関係になっているかということ。これから、もし、だれかが新しくイラストをつくらうとした場合に、どういう手続で著作権の権利者となれるのかという、このところを教えてください。もしわからなければ、現在の実態については後でいいですから資料をいただきたいと思います。

○**工藤地域産業振興課長** 6月現在の調査で「宮崎の食と農を考える県民会議」「びっきょ」「響」さんなどを含めて7種類のイラストが出回っております。使用するときは、知事は自由に使っていいですよとおっしゃっていますので、別に知事の許可は必要にはなっておりません。ただ、個別につくると、結局、シールの単価が高くなるので、シールを作成するのが「びっきょ」さんのを使ったほうが安いのか、自社でやったほうが安いのかとてんびんにかけられる業者さんはおります。

○**蓬原委員** 今、2社7種類ということですか。

○**工藤地域産業振興課長** 7社7種類でございます。

○**蓬原委員** 7社7種類。

○**工藤地域産業振興課長** そうです。

○**蓬原委員** 7種類のイラストを使うときには、最初、知事に、こういうものをつくった、これを使っていいかという許可願いは行くんですか。

○**工藤地域産業振興課長** それは行きません。自由に使っていいよということになっていますので。

○**蓬原委員** 使っていいよと、つくっていいよはちょっと意味が違うんじゃないですか。

○**工藤地域産業振興課長** イラストをつくって

いいよの私の言い間違いです。つくっていいよです。

○蓬原委員 確認します。例えば、私が今夜適当につくって、それをやっても別に問題はないんですね。

○工藤地域産業振興課長 別に問題はございません。ただし、先ほど言いました7つのイラストにつきましては、知事に対して伝えておりますけど、別に知事が許可したというものではないと聞いております。

○蓬原委員 ということは、野放しという表現はちょっと言い過ぎかもしれないけれども、オールフリーだということですね。

○工藤地域産業振興課長 そういうことです。

○武井委員 水間委員と蓬原委員の関連で御質問させていただきます。山形屋の件をまず最初、御質問したいんですが、8月21日には山形屋は誤表示を把握していたと。山形屋から県への報告が10月23日であると。しかも、それは公取委の調査があった後ということなんですが、2カ月タイムラグがあるんですが、これについては、山形屋は誤表示が判明した段階で県に報告するとかいうこと、これ、知事の顔も入っているのですから、するべきではなかったかと思うんですが、それがなぜされていなかったのか。並びに、県から、なぜしなかったのかということについて報告を受けたのかどうか伺いたいんですが。

○工藤地域産業振興課長 山形屋さんのほうが今回の件については、公取委のほうから口外してはならないということ言われていたんで、県のほうには報告はされておられません。

○武井委員 ホームページに掲載をしたということは、ある意味では株式会社山形屋という会社が誤りを公知として認めたということである

ことは間違いありません。確認です。

○工藤地域産業振興課長 そのとおりでございます。

○武井委員 それと口外するなというのは非常に大きな矛盾があるんじゃないかと思うんですが、公取委がそういう指導をしたということであれば、それは公取委が言うことですから、わかりました。ただ、先ほどから質問があるあるとおり、知事の似顔絵がついているものであって、宮崎県のブランドイメージにかかわるものであるわけですから、それについては公取委から仮に口外すると言われても、県の知事の顔を使っていることですから、県にだけは報告しなければならないということを私は山形屋は言うべきであったんじゃないかと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。公取委がだめだと言ったから言いませんでしたということで、はい、そうですかというふうに県は受けたんですか。

○工藤地域産業振興課長 山形屋さんから、公取委から処分が出るかもしれないという報告を23日に受けております。その前に、私ども9月27日に公取委から聞き取り調査を受けておるわけですが、そのときは一体どこの商品かはわからないし、しかも、宮崎山形屋さんに非があるわけではなくて、最終的には鹿児島県のほうの山形屋さんに責任があるということで、鹿児島県のほうで記者発表はされるということになっております。

○武井委員 県の見解というか、それをお伺いしているわけであって、別に宮崎山形屋とか鹿児島の山形屋というのはどうでもよくて、知事の顔を使っている商品でこういうことがあって、しかもおわびも出しているわけですから、会社として誤りも認めているようなものであるので

あれば、それは公取委に対して、宮崎県のイメージを傷つけるかもしれないので、宮崎県にだけは報告したいということを山形屋は言うべきではなかったのかということを知っているんですけども。

○**工藤地域産業振興課長** 山形屋さんも大分反省しております、今後は自社の責任において、行政機関なんかに報告できる事例については、速やかに報告・相談したいということを言っております。

○**武井委員** それはちょっと認識が違うなと思うんですが。山形屋が反省するのはある意味当たり前の話でありまして、そうではなくて、県として、業者に対して、今後、こういう事例があったときには、公取委その他、官公署に話をした上で、速やかに宮崎県に対して報告をするようにということを指導すべきではないかということを知っているんですが。

○**工藤地域産業振興課長** どこという企業が特定できればやりたいと思っております。

○**武井委員** 今後、知事の似顔絵を使っている会社、すべて把握できないところもあるでしょうけど、そういうところに対して、何かあった場合は必ず報告をするように、これは宮崎県のイメージ全体にかかわることですから、これはくれぐれもお願いしたいと思います。

その上でなんですが、私はインターネットの会社、ここに出ているホームページをやっている会社にもおったんですけども、県としても、現実、ウナギのことであるとか地鶏のことというのが出ているわけですから、こういうインターネットの会社というのは、ネットを見て、いわば監視員がいるわけですね。サーベイランサーというんですけど、要は、監視をして、宮崎県の商品が、消費生活センターにも似たようなこ

とがあるのかもしれませんが、ネットでこれだけ売られているわけですから。ある意味では、県も、山形屋のホームページということであれば、それなりに大きなものですから、県としてもいろいろ調査をしていけば、この1カ月なり2カ月の間に見つけることはできたのではないかなと思うんですが、県としても、これだけ知事の似顔絵、その他が出ているのであれば、何らかのインターネットも含めた監視の体制を持つべきではないかと思うんですが、今回のことも踏まえた上で、その必要性についていかがでしょうか。

○**工藤地域産業振興課長** インターネット通販に関しましては、随時、時間の許す限り、一応、宮崎とつくのはやっております。山形屋さんの件に関しては、できなかつた。ただし、専従はほかの仕事もありますので困難ではないかと考えております。

○**武井委員** 専従員を置いてというところまでできるかというのはこれから課題でしょうけど、こういうことが現実起こっているわけですから、やはりそういった監視下に、これは外部委託するというのもできるんですね。こういう仕事というのは、例えば、ハンディキャップがある方でもインターネットでできる仕事ですから、ネット会社ではそういうのをアウトソースしているところも結構多いんですが、そういうことも含めて、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから、もう一つ、蓬原委員のお話にもありました似顔絵の話なんですけれども、確かに今、7社あるというようなお話もあって、基本的に自由に使っている、つくってもいいということは、今、県のホームページに「これは県が認めていたわけではありませんが」みたいなこ

ともあったんですが、ということは、認めたものでないものが自由に、全くもって何のチェックもなく使われているということであれば、例えば、イラストの下のほうに「宮崎県の公認物ではない」とか、「宮崎県非公認」とか、言葉はどうかわかりませんが、イラストについてはそういうものを入れさせるとか、普通の人は、県外の人は宮崎県が公認したものと思うことが問題なんですね。県の主張は、自由ですと、でも、受け取る人はそうではないという、ここの認識のギャップは県は埋める義務があると思うんですが、であれば何らかの表示をさせるとか、そういうことは検討できませんか。

**○工藤地域産業振興課長** 多分、技術的には申し入れることはできるのではないかと思いますけど、全社というのは私どもはつかんでおりませんので、ちょっとわかりません。少しでも文字を入れると、今度は袋の単価が高くなるので、企業が果たしてそれを受け入れるかどうかというのはわかりません。

**○武井委員** 認識が違い過ぎるんじゃないかと思うんですが、今すぐ、あしたから全部やれと何も言っているわけではないんですね。これから印刷をするものとか、これからプリントするものについての対応でもいいです。そして、何社あるかわかりませんが、先ほど「びつきょ」という会社の名前が出ましたから挙げますけど、実際に私がいろんな町で見てもせいぜい3～4社ですよ、絵柄の種類からいって。せめて、「びつきょ」や先ほどの地鶏の会社も含めて、こういった大手の3～4社、これは宮崎の会社ですから、そういうところだけでも対応していくということではできないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○工藤地域産業振興課長** お話はできると思

ますけど、強制するには権限がないので、困難ではないかと思います。

**○武井委員** 部長にお伺いいたします。私は4月から来ましたから、6月、9月と2回、横田委員長が議会でも委員長報告でこの問題を取り上げて最終日に報告しているわけですね。ほかの委員会でも、総務でしたかね、中野委員長でしたかもおっしゃっていましたが、これだけ委員長報告の中でする述べられて、この問題を議会としても厳しく言っていると私は思っているんですが、執行部の皆様、部長並びに知事というのは、今のお話を聞いても、結局は、民間が民間がというところに、全部責任は民間があるのでできないという話になるんですが、委員長報告がこれだけ続いているということの重みというのは、どういう認識を持っていらっしゃるのか伺いたいんですが。

**○高山商工観光労働部長** 委員長報告の重みということは我々も十分理解をして、その趣旨に沿った形でどういうのができるかと、それは当然研究していくべき事項だと思っておりますが、今まで私どもが研究した限りにおいては、そのイラストを制限するとか、県が管理するとかは非常に難しい状況であるというふうな現時点の結論であります。そういった意味で、こういった問題も含めて、もう一度、本当はないのかどうかは十分これからも検討はしてまいりたいというふうに思っております。

**○武井委員** 最後になりますが、では、部長にもう一度お伺いいたしますが、今、私が申し上げたのは、結局、つくるのも自由、使うのも自由という現状の中ではらんしているような状況があると。ただ宮崎県は宮崎県として認めていないという事実があるということについて、今の課長のお話では民間がやっていかないといけ

ないということだったんですが、これは宮崎県の公認物ではないとか、これは宮崎県が認めたものではないということ、そういうところに表記を入れてもらう、そういう要請をしていくということをお願いしたんですが、それについて、部長としては御見解、いかがでしょうか。

**○高山商工観光労働部長** 表記をお願いして聞いていただけたところもあるでしょう。少なくとも強制はできませんので、お願いしていくというのは可能性はあるかもしれませんが、逆に聞いていただけないところもあるでしょう。そこ辺を含めて考えると、今、ここでそういった表記がいいんだと、それがベストだなということを我々は考えておりませんので、非常に難しいんじゃないかなというふうに理解しております。

**○武井委員** 確かに、聞いていただけるかどうかはわかりませんが、今のところは要請するかどうかということも含めて、いろんなあり方を検討したいというふうなお考えだったと思うんですけれども、とするならば、今、使うのも自由、つくるのも自由、県外の方は宮崎と誤認をするというふうな状況がある中で、委員会のたびにウナギだの鶏だのという話が出てくるんですけれども、実際、じゃ、いつぐらいまでをめどに検討をして、しっかり結論を出していきたいと、ある程度時期を決めていかないと、結局は民間でということになると結論が出ない話になると思うんですが、大体いつごろまでにはある程度見える形にしていきたいとか、お考えがあればお聞かせください。

**○高山商工観光労働部長** イラストの関係につきましては、基本的には総合政策本部が管理しておるわけですが、そこ辺との協議とも関係ありますので、今の段階でいつまでという

ことはちょっと申し上げられないというふうに理解しております。

**○武井委員** わかりました。

**○坂元委員** 正直言って、一般としてイラストは県が後ろについている、保証しているんだと、要するに手形の裏書きですよ。それをやっていると買う人が言っているんですよ。だから、イコール宮崎県だとすれば、何で行政はそんなに遠慮しているのか私はわからんな。庁議で県知事に言ったらどうですか。部長全部の連名で、自分たちの首をかけて。宮崎県のブランドというのがもし失墜したら、どうするな。たかがあのシールのおかげでと思うかもしれんけれども、あんなものを張ってずっと宮崎県が裏書しているというふうに思って商品を買っているわけだから。ゆゆしいことだと思わないですか。何であなたたちはそんなに憶しているのね。1週間に1回、定例の庁議をやるならそのときに言いなさいよ、首をかけて。宮崎県の産業がこれで衰退して大きな迷惑をこうむった場合はどうするのね。その時々の流れで行政が右往左往しておったらいかんよ。以上です。

**○外山良治委員** 今の坂元委員の発言、全く同感です。というのは、宮崎県の総生産額というのは約3兆円。そのうち農業関係が3,000億円。その中で一番伸びているのが畜産。一たんここで何かあった場合、宮崎県、崩壊しますよ。一番伸びているところが、いざといった場合ですね。課長さんもいろいろ大変でしょう。しかし、今、坂元委員がおっしゃったように、そういう宮崎県の現状というものをしっかりと踏まえた上で、毅然と対応をすべきではないのかと。それがまず第1点です。

それから、第2点目は、宮崎空港に行っらんない。余り個人的には見たくもない知事

のシールがほとんど張ってありますでしょう。これ、どうにかしてと個人的には思います。しかし、皆さん、推奨ということを念頭に置いて、インタビューでもきのうかおとといありました。みんな知事が、知事がと言っておられました。ところが、東京「KONNE」の場合には、イラストが張ってありますか、どうですか。

○**工藤地域産業振興課長** 張ってある商品は置いておりません。

○**外山良治委員** このギャップ。これはどうして張らんのですか。

○**工藤地域産業振興課長** 新宿店のほうは、関東圏の人たちに対して、シールがなくても売れるかどうかという試験販売の意味もありますので、ほかの要素を排除して、正攻法で戦ってみようということで商品は置いております。

○**外山良治委員** じゃ、シールは正攻法じゃないんですか。

○**工藤地域産業振興課長** シールは、宮崎の場合は、宮崎に来たお土産というようなことで、最初は余りシールを張っていなかった業者もいたんですけど、シールを張ったほうが売れるということで、ほかの業者さんもシールを張った商品を出すようになりましたので、会員企業の皆さんですから、私らがそれを拒むわけにはまいりません。そういうことでふえているということでございます。

○**外山良治委員** 僕も一番最初の答弁、大好きですよ。やっぱり宮崎県ブランドというものを長年確立してきた宮崎県。それを正攻法で、おいしいですよということで口コミで広がる。それが売れる。3,000億が4,000億になる。中山間地域が活性化をする。そのために正攻法で、知事の何とかかんとかに頼らんで僕はやっていただきたい。ただし、そのことがもたらすである

う悪影響については、毅然とした対応をしていただきたい。これは要望をしておきます。以上です。

○**萩原委員** 今はイラストのことでいろいろ暗い空気が流れておるんですけどね、きょうの部の説明を聞きますと、非常に褒めてあげたい職種もたくさんあるんですけども、工業振興課にしても、スポーツにしても、食品開発にしても、非常に次から次によく頑張っておると思うんですが、1つだけ、中国の経済交流訪問団の中で、貿易・技術商談会の延べ商談件数35件とありますが、この35件のうちに少しは明るい見通しができたなというような商談はありましたか。

○**工藤地域産業振興課長** 4社とも商談を継続しておりまして、中の企業には私らと一緒に帰らずに、個別営業に回っていらっしゃるところもあるし、まだ帰り着いていない企業もおります。

○**萩原委員** 中国は今、大変な開発と申しますが、発展しているんですが、これで県産材も多少ずつ明かりが見えてきたような気がするんですけどね、どうなんでしょうか。木材関係は採算ベースに乗りそうでしょうか。

○**工藤地域産業振興課長** 個別に商談しているのが県の森林組合連合会なもので、まだ帰り着いてもいませんし、お聞きしておりません。

○**萩原委員** 採算に合いそうな価格になりそうですか。

○**工藤地域産業振興課長** それは私の方では把握しておりません。

○**萩原委員** 後は雇用開発から食品開発センター、いろいろと暗い空気ばかりだったから、褒めてあげたいところがたくさんあるんですけども、それぞれ、より一層頑張ってください

たいと思います。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○濱砂委員 関連なんです、宮崎と中国の交流団訪問、これ、何年からやっているんですか。

ことし初めてですかね。

○工藤地域産業振興課長 上海は4回目になっております。

○濱砂委員 4回でメンバーはそれぞれ違うんですね。

○工藤地域産業振興課長 その都度、入れかわりはございます。

○濱砂委員 参考のために、いわゆる商工観光労働部関係での海外調査、出張というのはこれが1つあるんですかね。

○工藤地域産業振興課長 去年まで2つあったんですけど、ことしからはこの1カ所だけということになっております。

○濱砂委員 このメンバー名と総費用、もう一つの韓国等の問題も含めて資料提出をしていただけませんか。ちょっと私どもも見直さないかん点がある。それと全体的なものを掌握したいと思いますので。それと、これによる報告書等があったら一緒に出していただきたいと思います。以上です。

○武井委員 仕分け委員会の関係についてお伺いをさせていただきます。まず、商工観光労働部、仕分け委員会の資料を、実際に仕分け委員会で討議されたもの並びにされていないものも含めて、全部いただいて、ちょっと時間がかかりますけど、今、一つ一つ精査をしているんですけど、これは全体なんですけれども、4,800ですか、事務事業の中で200程度仕分け委員会の中で選んで、仕分け委員会で議論をしたということなんです、商工のほうもその中に出ているんですけど、まず、確認なんです、仕分け委

員会に上げるものと、大部分のものが上がっていないんですけれども、まず、もともとの土俵にのせる仕分けというのはどなたがされたんでしょうか。

○内栢保商工政策課長 仕分け委員会自体は財政課が中心につくっている委員会でございますけれども、事業につきましては、財政課とうちの部と協議しながら決めているところでございます。

○武井委員 当然、大部分のものは仕分け委員会に上がらずに、仕分け委員会ではない中で現状とか不要とか県のほうで決めているものがあるんですが、また追って聞いてまいります、例えば商工ですと、1つ、SSですね、商工の若者の団体の育成リーダー事業は不要だというのが仕分け委員会で結論が出たというような話がありました。これは後でまた聞きますが、これが大体115万円の事業なんです、これが不要で出ているんですが、実際に私、商工観光労働部のいろんな事業を見てまいりましても、もっと金額が高くても議論をされていいものいっぱいあるんじゃないか。例えば、金額の近いものですと、私も実際に市ヶ谷に見に行きましたけれども、1カ月使っていない、2カ月使っていない部屋がいっぱいあるような東京フロンティアオフィス事業324万円とか、発明振興事業396万円とか、何かほかのものの中でももっと、私が見ただけでも必要性とかが議論されてしかるべきではないかなと思うようなものは、見直しの仕分け委員会での議論の対象にはなっていない、一方では、SSなんか上がった上に不要だというふうになっているんですけど、この辺の選定の基準がいまいち私は理解できなかったんですけど、その辺をどういう基準でこれを上げたかということをもう一回教えて



いただきたいんですが。

○横田委員長 それは報告事項以外のやつですね。

○武井委員 済みません。失礼しました。

○横田委員長 報告事項についての質問は。

○蓬原委員 2つです。5ページの市町村合併の進展に伴う県からの権限移譲、何百という権限移譲の項目があったように総合政策本部からの説明で聞いておりますが、この商工観光労働部の権限移譲に係る事業というのは幾らあって、パーセントでいいです。大体何割ぐらいを市町村が、うちがやりましょうということで受けられたのか、進捗率、概略で結構です。

○内栢保商工政策課長 その数字を今、持っておりませんから、済みません。

○蓬原委員 では、後で資料としていただきたいと思います。

9ページ、国際青島太平洋マラソン、今、テレビで宣伝をしていますが、これは県が出しておられる広告ですか。

○橋口観光・リゾート課長 これにつきましては、青島国際太平洋マラソンの大会実行委員会が主催しておりますが、そちらのほうでやられておるものと思っております。

○蓬原委員 この広告であの東国原知事が「世界記録に挑戦」、たしかそういう宣伝文句でPRされたように私、聞いたんですが、ちょっと確認なんですけど、それは確認されていませんか。

○橋口観光・リゾート課長 それは全く別のところでやられるというふうなことで伺っております。それは公務ではございません。

○蓬原委員 私の勘違いですが、誇大広告だなと思ったんで、軽い気持ちで聞いていただければいいんですけど、「世界記録に挑戦」という、ハーフマラソンのほうだったんでしょうかね。

ちょっと教えてください。

○橋口観光・リゾート課長 それは、ここに掲げております国際青島太平洋マラソンとは別で、11月1日か、詳しくは承知しておりませんが、生目の杜運動公園のほうで実施されるものというふうなことで伺っております。

○蓬原委員 世界記録に挑戦とおっしゃるんで、そんなに速いのかなと思いましたし、こういう広告のあり方というのはちゃんと考えてやらないと、何かおかしいんじゃないかなと。だって、ハーフマラソンにしても、そこには本当の意味で世界記録を目指して頑張っている選手というのがいるわけですよ。先ほどのブランドの問題もそうだけど、そこには血のにじむような努力があって世界記録は生まれるわけで、そこで、まことに申しわけないけれども、知事が速いかもしれないけれども、それは無理でしょう。そういうPR、広告の仕方というのはちょっとどうかなと思ったんで、どの大会のPRかなと思って、県が関与しておられるのかどうか確認したかったのであります。

○橋口観光・リゾート課長 テレビ番組の中でやられるというふうなことをございます。リレーマラソンということをございます。

○蓬原委員 わかりました。結構です。

○水間委員 10ページの県北地域雇用開発計画、次元を変えて今度、また3年間延長されるような計画のようであります。それで、雇用の創出目標、今度は1,200人というような上げ方をございます。過去5年間を見ると、足しますと約370人の誘致企業で雇用の創出の実績のようですが、今後3年間で1,200人という雇用、計画は計画、目標だろうと思うんですが、そこらあたりについてはどうですか。

○金丸地域雇用対策監 雇用創出目標について

でございますけれども、これは、前回と違いますのは、今回、知事マニフェストで1万人雇用というのがございまして、そういったことも考慮すると、高い目標ではありますが、こういう目標を立てて頑張っていかなきゃいけないのかなということで、こういう目標設定にしたところでございます。以上です。

**○水間委員** これは県北地域ですが、県央、県西、県南とかの雇用の開発計画はお持ちですかね。

**○金丸地域雇用対策監** 県内の他地域の状況ですが、ハローワークの名称で申し上げますと、宮崎と高鍋は来年3月まで地域指定を受けております。それから、県南、県西につきましては、旧法に基づく求職活動援助地域ということで指定を受けていたんですが、この制度がなくなりましたことから、今、指定を受けておりません。有効求人倍率等雇用情勢が低いところということで、宮崎労働局のほうとも協議いたしまして、日南と高鍋については計画策定、該当するということで、今、計画策定の作業を始めたところでございます。水間委員に申しわけございませんが、小林、都城につきましては、数字が両方ともボーダーライン上にあって、宮崎の次がいいのが都城、小林だものですから、計画策定対象になるのかどうか、そここの数字の詰めを今、労働局のほうとやっているところでございます。以上です。

**○水間委員** いいお話をお聞きしました。県西地区はどうなのかをお聞きしたかったんですが、そういうボーダーライン上にある、まあ、計画策定の中で県央は入っていない。やはり県土の均衡ある発展ということですから、県北も県南も県央、県西含めて、ボーダー内に入りながらも、計画の段階を始めていないと、有効求人倍

率あるいは求職率は月々変わるんですから、そういう状況があることを踏まえながら計画策定には、指定のとり方についてもひとつ前向きに御検討いただきたいと思います。

それと、支援措置ですが、資料の一番後ろに出ていましたね。簡単に御説明いただけますか。雇用開発奨励金あるいは中核人材活用奨励金、キャリア形成促進助成金について。

**○金丸地域雇用対策監** 別冊資料の一番最後のページをごらんいただきたいんですが、雇用開発促進地域に指定を受けますと、地域雇用開発助成金とキャリア形成促進助成金ということで、それぞれ事業主さんに対して助成措置が施されます。一番上の雇用開発奨励金でいいますと、2行目のところですが、事業所の設置・整備に伴い雇い入れた求職者3人以上または整備費用が300万以上ですと、30万円が3年間もらえますということでございます。これは事業費の規模と雇用者数によって最大1,250万までもらえるということになっております。それから、括弧の中にあります自発雇用創造地域というのは、地域指定を受ければ5年間なんですが、実はこれは今回、西臼杵の3町が観光をテーマにして自発雇用創造地域の指定を受けたところでありまして、今、県内の市町村にも、これは市町村、地元が中心になってやらなければならない事業ですので、そういった事業に取り組みませんかという働きかけもしているところでございますけれども、そういう条件を満たせば5年間ですよということでございます。

それから、中核人材活用奨励金につきましては、名前のおり、会社の中で中心になって動くような人を雇い入れたりした場合には、1人につき100万円というようなことでございます。

もう一つ、事業主の方がこういう制度がある

ことを知らないところが結構多いという話を聞いておりますので、商工会議所や商工会を通じて、せっきくの制度ですので、うまく使っていただくように働きかけを始めたところでございます。以上です。

○水間委員 今回、この3つの支援措置が出ていますね。これに対する県のかかわり方として、県費はどの程度の流れになるのか、そこはわかりませんか。そこはないんですか。

○金丸地域雇用対策監 これは全額国庫でして、県を流れずに事業主さんがハローワークに申請して、ハローワークから直接事業主さんに行くという流れです。

○横田委員長 では、報告事項についての質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 その他でございませんか。

○武井委員 では、簡潔に質問させていただきたいと思います。

今、仕分け委員会の基準のお話を伺ったんですが、3問ぐらいで終わらせたいと思うんですけど、115万のSSの事業が実際に不要というようなことが出たりしているんですが、商工観光労働部の中でさっき申し上げたような事業でも、もっと俎上に上げられるべきではないかなと私が見ても思うようなものもあるんですが、最終的には、これは一つ一つの事務事業を商工政策課と財政課で話をした上で、これを議論してもらおうとか、これはいいだろうというふうに決めたということよろしいですか。

○内栢保商工政策課長 全体的には財政課のほうで把握していますので、委員会の時間等もあるでしょうから、その中でこういう事業でいきたいという話に来て、うちのほうもそれについて同意しているということでございます。

○武井委員 ということは、財政課が決めたものを最終的には商工としてはこれでというような形で俎上に上げられたという理解でよろしいですかね。

○内栢保商工政策課長 いずれにしても、うちも一緒になって決めたということでもあります。

○武井委員 わかりました。

時間もないので詰めていきたいと思うんですが、SSの事業が仕分け委員会から不要と言われましたと、ほかにも、例えばスポーツイベント開催等補助金、これは市町村が行うべきだというような結論が出ていますね。中小企業勤労者ハッピーライフ資金貸付金とかいうのは民間でやれというような結論が、それぞれ仕分け委員会から出ているんですが、これについては次年度の予算ということなんでしょうけれども、基本的にはその方向で、ただ民間でやれといってもやり手がなければ難しいと思うんですけれども、基本的には、ここで出た結論というのを受けた上で、その方向性になっていくというようなことになるんでしょうか。

○内栢保商工政策課長 予算のほうはそれぞれの部のほうでやってまいりますので、今回の仕分け委員会の提言といいますか、それも一つの参考になるということでございます。

○武井委員 参考にするといっても、例えば、この人たちにも報酬も莫大なお金を払って、金額にすると報酬だけで300万以上払ってやっている委員会なんですけれども、結局、これで出た結論というのはどうなんですか。重みみたいなものはどの程度、例えばこれで不要と言われたら、ああ、これはもうやめる方向だなとか、どの程度の重みみたいなものを感じているのか。ただの御意見は御意見として承るだけであれば、パブリックコメントでもいいわけですよ。特

別にこうやってつくって、そこが不要だの民間だのといった結論を出したんですが、それについてはどの程度の重みとして受けとめていらっしゃるのか、政策にどの程度反映させていくというような意識をお持ちなのか、伺いたいんですが。

○内戸保商工政策課長 どの程度の重みというような表現は難しいんですけども、委員もおっしゃいましたように、そういう委員会での提言ではありますので、そういう意味での重みはあるのかと思いますけど。

○武井委員 これまた次の議会もありますので、そこでも聞いていこうと思うんですが、例えばやめるという結論を受けた人たち、やっている人たちは非常にショックを受けているんですね。SSの方なんかにも話したんですが、4,800のうち2つだけ要らないと言われて、そのうちの1つに入っているというような話がありまして、何でやねんというふうに非常に憤りがあるんですが、当事者からすれば、実際にやめるという結論を出すというのは大変なことなことです。とするならば、例えばそのSSの当事者を呼んで話を聞くとか、やっぱりやめるという結論を出すのであればそれぐらい、これは財政課がと言われたらそれまでなんですけれども、やはり担当部としてそれぐらいのことは、話を聞くと、みんな20分と時間が決まっているからとすぐ言うんですけども、もうちょっとその辺でしっかりと、当事者を呼ぶとか、そういうことをした上でこういう結論を出すべきではなかったのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○内戸保商工政策課長 私のほうでそれについて異議は申し上げにくいもんですから。

○武井委員 時間もありませんので、仕分け委員会のあり方等については、また継続的に話を

していきたいと思うんですが、こういう形で県の委員会が一つの方向性の結論を出すのは大変重いことだということは言っておきたいと思いますが、仕分け委員会の理由を見ても、ほとんどが自助努力、自己負担としろとか、何か物すごく書いてあるんですが、それぞれにそれぞれの理由があつて事業というのはなされていると思いますので、その辺は非常に疑問に感じているんですが、特にSSとかについてはこういう結論が出て、この人たちも大変不安を持っていますので、その辺のサポートをまたしっかりしていただいて、政策にこの結論が直接反映しないということですので、また予算づけ等についてはしっかり声を聞いて、判断をしていただきたいと思います。仕分け委員会のあり方等については、また改めてお話ししたいと思います。きょうは以上で結構です。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

それでは、先ほど、濱砂委員と蓬原委員から資料の要求がございました。

○濱砂委員 過去4回にわたって中国の経済交流訪問団を派遣しているということから、この4回にわたっての費用と派遣の名簿を、まさか同じ人間が4回も行っていることはないでしょうから、その名簿をできたらきょうの1時まで、名簿と費用だけで結構ですが、よろしくお願ひしたいと思います。これと、先ほどあとは韓国と言われましたかね。その件も一緒に。韓国は何回なんですか。その回数があれば全部一緒に、名簿とその費用について提出をお願いいたします。できたら1時まで。

○横田委員長 1時までには資料提供できますでしょうか。

○工藤地域産業振興課長 一番古いのが平成11年の台湾なんですけど、それから後の分をすべ

てということでしょうか。

○濱砂委員 全部出してください。

○工藤地域産業振興課長 探さなきゃいけないんで、1時までには無理ではないかと思えます。

○濱砂委員 そうしたら、できる分だけで結構ですから、特に今回のやつは。団体名と行かれた方の名簿ですね。

○高山商工観光労働部長 民間の方は自費で行っておられるんですが、それも含めてということでしょうか。

○濱砂委員 それもお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 固有名詞になるので、そこはちょっと考えさせてください。

○横田委員長 蓬原委員の資料要求は急がんでもいいですか。

○蓬原委員 後でいいです。

○横田委員長 それでは、濱砂委員の要求分は1時ぐらいまでに……。

○濱砂委員 今回の分だけでも結構ですから。

○横田委員長 では、そういうことでよろしくお願いいたします。

今回もイラスト等の問題でかなりの意見が出されました。私も非常に心配をしております。先ほど、坂元委員が発言されましたけど、あれは委員全員の思いだというふうに思っております。ぜひ、委員会の意思をしっかりと受け取っていただいて、御検討、対応をしていただきたいというふうに思います。

それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様方には御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後0時3分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

午後は、午後1時に再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

---

午後1時3分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

県土整備部の皆さん方には大変御苦勞さまでございます。

先ほど、濱砂委員から要求ありました資料に関しましては、濱砂委員には直接、商工観光労働部のほうが説明したということですが、皆さん方には資料をお手元に配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、県土整備部の当委員会への報告事項の説明をお願いいたします。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○野口県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから、県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただいております。厚くお礼申し上げます。

御説明に入らせていただきます前に、一言、御報告を申し上げます。

先般実施いたしました建設工事等に関するコスト調査の結果や県議会の議決等を踏まえまして、県では、建設工事につきまして最低制限価格を引き上げるとともに、建設関連業務委託につきましては、新たに最低制限価格の設定を行うことといたしました。今後とも、「入札・契約制度改革に関する実施方針」に基づき、入札制度改革を進め、建設産業の健全な発展や、良質な社会資本の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、懸案となっております東九州自動車道

の補償金目的植栽行為についてでございますが、去る10月4日に高鍋一西都間の2件につきまして、宮崎県収用委員会から「補償金の取得を目的とした植栽及び付随する工作物（看板、さく）に対する損失補償はなし」との判決が出されたところでございます。今後、11月23日の土地明け渡し期限までに植栽が撤去されない場合には、事業者でございます西日本高速道路株式会社から宮崎県知事に対しまして、行政代執行の請求が行われることとなります。

次に、東九州自動車道建設促進中央大会についてであります。

明日10月30日には、東京におきまして、坂口議長にも御出席いただきまして、沿線の4県1市の主催により東九州自動車道建設促進中央大会を開催することとしております。今後とも、東九州自動車道を初めといたします高規格幹線道路網の早期整備に向け、全力で取り組んでまいりますので、委員会を初め、県議会の皆様の一層の御支援、御協力をお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております委員会資料の目次をごらんいただきたいと思います。本日は、「不適正な事務処理に関する報告」などごらんの項目につきまして、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○持原管理課長 管理課でございます。

本日、私から説明いたします項目は、1番目が「不適正な事務処理に関する報告」、2番目が「土木事務所等の再編（案）について」、3番目が「産業開発青年隊について」でございます。

まず、「不適正な事務処理に関する報告」についてであります。

お手元に配付いたしております「商工建設常

任委員会資料」をごらんください。表紙に目次を記載しておりますが、不適正な事務処理に関する報告につきましては、この資料と別冊としてお配りしております備品台帳の写しがございます。

それでは、常任委員会資料の1ページをお開きください。これは、さきの商工建設常任委員会で御報告いたしました不適正な事務処理による執行のうち、備品として管理すべきであると判断いたしまして、備品の登録を行ったものの一覧表でございます。不適正な事務処理により取得いたしました備品の取り扱いにつきましては、9月12日付で総務部総務事務センター課長から備品登録の通知がございまして、今月10日までに全庁的に統一いたしました処理を行ったところであります。表の右端の欄、写真番号でありますけれども、これは、7ページ以降に主な備品の写真を所属ごとに掲載しておりますが、その番号を記載しております。1ページから5ページに県土整備部関係を所属別に計121点記載してございまして、6ページには油津港湾事務所が総合農業試験場亜熱帯作物支場へ配分した中で、同支場が取得した備品3点を記載いたしております。なお、個々の備品登録の詳細を記しました備品台帳の写しを別冊資料といたしましてお配りしておりますが、説明は省略させていただきます。備品の登録に係る説明につきましては以上であります。

次に、「土木事務所等の再編（案）について」でございます。

委員会資料の18ページをお開きください。まず、1の再編の基本的な考え方ではありますが、1つには、全庁的な行財政改革の推進がございまして、本年6月に策定いたしました「行財政改革大綱2007」に基づきまして、簡素で効率的な

行政組織を整備する観点から、出先機関の再編を進めることが求められております。もう一つは、危機管理体制等の強化であります。土木事務所は、道路等の社会資本整備や災害に強い県土づくり等を担っておりますことから、道路交通網の整備進展や情報通信技術の発展を踏まえまして、土木事務所の再編によりまして、施設の維持管理体制及び災害時対応等の危機管理体制の強化を図りたいと考えております。

2の対象機関でありますけれども、宮崎土木事務所と高岡土木事務所、日南土木事務所と串間土木事務所、西都土木事務所と高鍋土木事務所を考えております。

3の組織案でございますけれども、大きく3つの再編を予定いたしております。なお、図に示しております再編後の名称はすべて仮称であります。まず1番目ですけれども、宮崎土木事務所と高岡土木事務所を統合いたしまして、宮崎市に中部土木事務所を設置いたします。2番目に、日南土木事務所と串間土木事務所を統合いたしまして、日南市に南那珂土木事務所を設置いたします。なお、串間駐在所を3年間を目途に設置いたします。また、現在、串間土木事務所が担っております港湾・漁港業務につきましては、油津港湾事務所に移管いたしまして、油津港湾事務所を広域体制の南部港湾事務所に改めます。また、西都土木事務所と高鍋土木事務所を統合いたしまして、西都市に児湯土木事務所を設置いたしますとともに、高鍋駐在所を3年間を目途に設置することといたしております。なお、西米良駐在所につきましては、そのまま存置いたします。

4の再編時期でありますけれども、すべて22年4月を予定いたしております。

5の再編の効果でございますけれども、統合

によりますスケールメリット（人員体制の充実等）を生かしまして、平常時の道路河川施設等の維持管理体制や、緊急時の機動力が増強されるなど、現場の土木事務所の体制強化を図ることができると考えております。なお、具体的な内部組織等につきましては、今後さらに検討をしていくこととしております。

次に、3番目に「産業開発青年隊について」であります。

これにつきましては、1枚紙の資料がお手元に配付してあると思います。9月議会の常任委員会におきまして、産業開発青年隊につきまして、入隊者の減少、厳しい財政状況等について御説明し、県議会、事業仕分け委員会などの御意見を総合的に判断して、10月中に存廃を決定する旨、御報告したところであります。

まず、その常任委員会後の動きといたしまして、1にありますように、10月16日開催の事業仕分け委員会で産業開発青年隊につきましては、近年の入隊者の減少などを踏まえると、現行の形態での事業としては不要であるとの提言がなされたところであります。一方、建設産業団体連合会ほか3団体から「産業開発青年隊の存続を求める要望書」が1万2,982名の署名とともに提出されたところであります。また、先般の常任委員会では、委員の皆様方にさまざまな角度から御意見をいただき、「産業開発青年隊については、十分議論を尽くし、拙速に結論を出すことのないように要望する」との御報告をいただいたところであります。

これらの御意見を踏まえまして、総合的に検討いたしました結果、2の方針にありますように、平成20年度と21年度の入隊希望者の受験機会を確保すること、また、専攻課程への進級希望に対応するために、21年度まで社団法人宮崎

県産業開発青年協会に産業開発青年隊の運営を委託することで、教育を継続してまいりたいと考えております。なお、平成22年度以降は、民間運営へ移行することを基本として、その2年間の間に十分いろいろ関係団体等もあわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、この暫定期間としての2年間における事業実施の考え方でございますけれども、3にありますように、現在の教育水準を維持することを基本といたしまして、従来、県の補完的立場にありました産業開発青年協会から主体的に実施する旨の申し出を受けまして、そこに委託し、直営現場での実習を廃止すること等によりまして、運営経費の大幅な削減を図ってまいります。この直営現場実習にかえまして、センター敷地内におきます測量あるいは車両機械実習の教育時間や内容を充実することによりまして、即戦力となる人材の育成を図ってまいりたいと考えております。また、建設会社への派遣実習につきましては、従来の2カ月から3カ月に期間を延長するなど、業界にも受け入れを協力していただくことといたしております。

最後に、4の隊員募集の関係でございまして、定員は施工管理課程と専攻課程を合わせまして、現在の定員の60名といたしまして、12月16日に1次募集試験を、追加の2次募集試験を2月10日に実施してまいります。明日から早速、高等学校など関係機関への連絡、あるいは直接高等学校を訪問しての隊員募集のお願い、あるいはホームページの掲載、また新聞・テレビ等による周知を精力的に行い、総力を挙げて募集に専念してまいりたいというふうに考えております。

管理課の説明につきましては、以上でございます。

○児玉河川課長 河川課でございます。

「宮崎海岸の侵食対策について」御説明いたします。

委員会資料の20ページからでございますが、20ページの本文と21ページの海岸位置図をあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、1番目の海岸侵食の現状と対策の実施状況についてであります。宮崎港から一ツ瀬川河口までの約12キロの区間では、昭和50年代から侵食が顕著化しまして、昭和37年と平成18年の海岸の状況を航空写真により比較しますと、この45年間で平均40メートル程度砂浜が消失しております。特に、一ツ葉有料道路のレストハウス前では完全に砂浜が消失しております。その砂の流出量につきましては、昭和58年から平成16年にかけて調査した結果では、毎年、20万～30万立方メートルとなっております。

次に、大きな2番目の課題と対策についてあります。位置図のほうの点線で示しております、現在県が事業を実施している住吉海岸保全事業区間だけでなく、一ツ瀬川河口までの海岸、総延長が約12キロですが、この区間におきまして抜本的な侵食対策を早期に図る必要があります。その課題としましては、20ページの中ほどの(1)に書いてありますが、県で実施している事業の進捗を大きく上回る海岸侵食の進行があり、この区間の侵食の原因や砂の移動の解明を行う必要があります。また、アカウミガメの産卵場となっておりますことから、砂浜の再生保全が求められており、さらにマリンスポーツへの利用環境を確保する必要があるなど、対策工法の検討には、これらが実現可能な高度な技術力を必要としております。このようなことから、県では、平成16年度から国の直轄事業での対策実施を要望しているところでありまして、これ



を受けて、国土交通省は、直轄海岸保全施設整備事業での新規着手箇所として、昨年度、概算要望されましたが、残念ながら新規採択は見送られたところであります。しかしながら、今年度の国の予算に着工準備調査費として5,000万円が計上されまして、新規採択に向け大きく前進したものと考えております。国土交通省では、引き続き、来年度の概算要望に新規箇所として要望されているところであります。

次に、(2)の今後の対策についてであります。①の検討中の対策工法案という表をごらんください。左側の現在県で実施している住吉海岸保全事業の概要と、右側の国の直轄海岸事業で実施を検討している工法を比較しております。具体的には、ページをめくっていただきまして23ページのほうをごらんいただきたいと思っております。A3折り込みの図面等をつけております。ヘッドランド工法案という図面で御説明したいと思っております。現在検討されている国の案であります。一番上の航空写真の国土交通省施工予定と表示しております6.8キロメートルの区間で計画をしておりまして、事業期間が20年間で、全体事業費が約294億円となっております。その内容は、1キロメートルの間隔でヘッドランドと呼ばれるT字の形をした大型の突堤を7基設置するとともに、約210万立方メートルの養浜を実施する計画となっております。ヘッドランドの実施例としまして、茨城県鹿島灘で設置されているものを左下に航空写真を載せております。本県で検討されているヘッドランドはこの2倍の大きさとなる見込みでございます。

この検討中のヘッドランド工法における課題としましては、次の25ページをごらんいただきたいと思っておりますが、これは茨城県のホームページの抜粋でございますけれども、ここにありま

すように、ヘッドランドに沿いまして離岸流、いわゆる「だし」と言われる岸のほうから沖に流れる流れの発生が懸念されるところでございます。

また、当初の20ページにお戻りください。中ほど、(2)の②の課題のところをごらんいただきたいと思っております。今、申し上げました離岸流の発生のほかにも、ヘッドランド間の中央部では離岸流の影響などによりまして、養浜で再生した砂浜が侵食され、事業完了後も養浜が必要となる可能性があります。その程度につきましては、さらに詳細な調査と解析を行う必要がございます。なお、事業完了後に養浜が必要となった場合には、県の維持管理で対応することになります。このほか、現在は直接的な海岸線にヘッドランドを設置することによる、周辺を含めた景観や自然環境及び漁業への影響についても十分考慮する必要があると考えております。

このような課題の解決に向けまして、③に示しておりますが、国及び県では、学識経験者のほか、漁業関係者や海岸利用者で構成する「宮崎海岸侵食対策検討委員会」を設立しまして、また、あわせまして地域住民の意見を聴取し、対策工へ反映するための「住吉海岸懇談会」を開催しているところであります。さらに、大淀川の河川敷の掘削残土約10万立方メートルの砂を利用して、養浜工の試験施工を行ったところでありまして、その検証を行うことにしております。

国及び県では、検討委員会の中で自然環境への影響などの調査や、よりよい対策工法の検討をさらに進めながら、今後実施する工法を決定することにしております。

宮崎海岸の侵食対策につきましては、以上であります。

○竹内港湾課長 港湾課であります。

「昭和63年の宮崎港の海岸影響評価調査」について御説明いたします。

お手元の委員会資料の最後の26ページでございます。昭和63年の宮崎港の海岸影響評価についてでございます。港湾計画における海岸影響評価は、港湾計画で定める施設などによる環境への影響を事前に評価するものであり、昭和63年の改訂計画策定時には、大気、潮流、生態系などに与える環境を評価しております。さらに、宮崎港に隣接する海岸を含めまして、宮崎港付近の海岸は昭和50年代から海岸侵食が顕著化しておりましたことから、港湾計画が宮崎港付近の海岸に与える影響調査としまして、昭和63年に「漂砂予測調査」を実施しております。

別冊の2を開いていただきまして、港湾資料—1をごらんください。上の図が昭和48年に策定いたしました港湾計画で、下の図が昭和63年の改訂計画でございます。それぞれ赤く図示してある部分が新たに計画している部分でございます。

委員会資料に戻っていただきまして26ページでございます。昭和63年の漂砂予測調査は、改訂計画における漂砂、海岸線への影響を予測したものでございます。なお、堆砂につきましては、当時は、海底地形の変化を予測する手法が一般的でなかったことから、詳細な堆砂予測は行っておりませんけれども、述べました汀線変化予測調査では、近年のような堆砂による埋塞は予測できませんでした。

次に、2の昭和63年に実施しました漂砂予測調査について御説明いたします。

まず、(1)の目的でございます。港湾計画改訂に伴う宮崎一ツ葉海岸の汀線変化を評価するものでございます。

次に、1)の調査の範囲でございますけれども、一ツ瀬付近から青島付近までの約26キロとなっております。次に、2)の調査の流れについてでございます。別冊の2をごらんください。港湾資料—2をごらんください。これは、昭和63年の漂砂予測調査報告書の抜粋でございます。この資料の5ページをお願いいたします。汀線変化予測の検討手順を図に示しております。この図に従いまして御説明いたします。まず、初めに、図の①から④の部分でございます。汀線変化を予測するための条件といたしまして、河川域からの流下土砂と波や現状の汀線の形状などをもとに汀線変化を計算しまして、計算結果と現況の汀線の形状を比べることによりまして、計算結果を検証しております。次に、図の⑤から⑥の作業でございます。ここでは改訂計画で定める施設を考慮しまして、将来の汀線の位置を計算しております。

以上のような流れで計算しました結果としまして、次の6ページをごらんください。これは、5年後の汀線位置を予測した計算結果でございます。下の図は、防波堤やマリーナ、人工ビーチなどの位置を示してございまして、昭和48年に定めた計画がございまして、規定計画で整備した場合の汀線を実線で、昭和63年の改訂計画で整備した場合の汀線を点線で示しております。上の図は汀線の変化量を示しております。昭和61年の汀線の位置をゼロといたしまして、同じく規定計画を実線で、改訂計画を点線で示しております。プラス側は砂が堆積しまして海岸が前進、マイナス側は侵食いたしまして海岸が後退することを示しております。なお、起点付近と終点付近に凹凸があるかと思っておりますけれども、これにつきましては、汀線の変化計算に河川からの流下土砂を考慮しておりますので、

その影響と沿岸方向に移動する砂のバランスによるものと思われます。

同様に、昭和61年の汀線の位置をゼロといたしまして、10年後の汀線位置を予測した結果を次の7ページに示しております。また、15年後の汀線位置を予測した結果を次の8ページにそれぞれ示しております。

これらの結果から、図の①と書いておりますけれども、人工ビーチの北側付近の海岸は、堆砂の傾向が見られます。また、②のマリーナ港口付近は顕著な堆砂傾向は見られておりません。

以上が宮崎港のマリーナを港湾計画に位置づけた昭和63年の環境影響評価についてでございます。

次に、防砂堤に係る環境影響評価についてでございます。

最後のページの港湾資料—3をごらんください。港内へ流入する砂を防止するための対策としまして、平成15年の改訂の港湾計画で人工ビーチの北側に防砂堤を計画しております。計画図では、左端でございます。この防砂堤の事業実施に当たりましては、住吉海岸の侵食対策と連携を図るとともに、国との協議を進め、事業規模の検討、漂砂に関する調査を改めて行う予定でございます。

次に、予期せぬ堆砂について、どこが責任をとるかについてでございますけれども、宮崎港は県が港湾管理者でありますことから、維持・しゅんせつにつきましては県で対応することになります。

港湾課については以上でございます。

**○横田委員長** 執行部の説明が終わりました。委員の皆様の質疑がありましたら、お願いします。

**○水間委員** 土木事務所の再編案ですが、当初

示されました案からいろいろな陳情もお受けになった流れもあったんですが、ここに来て、再編時期を平成22年4月にされた経緯についてお聞かせください。

**○持原管理課長** 前回の委員会で当初説明をすることにいたしておりましたが、一部、報道等もされて、私ども土木事務所に対する期待といいますか、そういうものは大きいということも改めて再認識いたしましたし、あるいは統合される市町村において、災害対応等についていろいろな不安等もあるということも十分認識いたしまして、その間、十分もろもろの検討をいたして、万全な体制で再編等をする必要があるということで、実施時期といたしましては、22年の4月ということで統一した見直しをしたということでございます。

**○水間委員** このことにおいて、3つに統廃合される、また、串間においては駐在所で3年間をめどということでもあります。この中で、今後のいろんな地元の要望、あるいは地域の皆さん方におけるいろんな問題が出てくることも考えられますが、そこらあたりの検討の余地、あるいは今後の課題については何か特別なものがあるのでしょうか。

**○持原管理課長** 今回お示しをして、今後の議会でもいろいろな御意見をいただくでありましょうし、また、今後詰めていく過程で、いろんな詳細な内容につきまして御説明していく過程で地元からの要望もいろいろあろうかと思えますので、それらを踏まえまして、所管区域を拡大して、その所管施設の管理に遺憾のないように万全を期してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○水間委員** 特に、5番の再編の効果について、まさにそのとおりだろうと。総合的なスケール

メリットを生かしながらというような表現ですが、地元のお話も含めながら、ひとつ十分な検討をまたしていただきたいと思います。

次に、産業開発青年隊についてであります。これは、さきの委員会で、今、説明がありましただとおりに、今度、熊本あるいは宮崎、2県しかない、熊本は廃止をするということで、宮崎県もその廃止の方向に動いたんですが、私ども、費用対効果だけで――若手の担い手、技術者を育てるべきということで考えていただきたいということを言ってきたんですが、ここに来て、平成20年度、21年度、青年協会に委託、そして22年度以降は民間運営ということの方針を出されましたが、これについて今、るる説明があったんですが、まず、部として、このことの受けとめ方をお聞かせください。

**○持原管理課長** 前回、財政状況あるいは入隊者の状況等から見て非常に厳しいという状況を御説明し、その存廃については10月中に結論を出すという御説明をしたところかと思えます。その後、仕分け委員会におきまして、現在の形態では不要と、あるいはその後1カ月しかない期間に1万2,000名を超える署名を添えて関係団体からの存続の要請もあったと。あるいは今の4月以降の建設業者の大変厳しい状況、その辺を総合的に踏まえまして、ぎりぎりの判断といたしまして、2年間存置をして、その間、一部委託しております青年協会のほうともいろいろ話をさせていただきました。その過程で青年協会のほうからぜひやらせてほしいというような申し出もございまして、十分その辺の予算的な削減と申しますか、切り盛りをいたしました上で、今の状況から2年間協会に委託業務をシフトしたような形でやってみよう。その間に十分今後の動向等についても、状況変化もあるで

しょうから、その辺を十分検討して、最終的には仕分け委員会の報告にもありましたような民間運営のほうに持っていこうというようなことでございます。何せ今まで業界あたりの負担というのがほとんどないような状況でございましたので、その辺もこの2年間の間にいろいろ議論をさせていただいて、検討をしていこうということでございます。

**○水間委員** 今、お聞きしました教育水準の維持を含めて、青年協会に委託、この委託料等については、現状を維持する委託料なのか、あるいはまた指定管理者的な流れで削減をしていくのか。あるいはもう一つは定員の問題ですが、60名定員を維持されるのかどうか、そこらあたり、おわかりであれば。

**○持原管理課長** 予算的には、県のほうが従来主体でやっておりましたので、その辺の予算、トータルで1億2,000万ぐらいかかっておりました。これをトータルとして5,400万ぐらいのイメージで持っていきたいと思っております。それには県の職員というものの削減もありますし、あるいはその中で協会のほうが今後主体的にやっていく。もちろん、教科の教習につきましては、削減いたしました建設技術センターの教授陣と申しますか、要員がございまして、それらの活用も十分行いまして、遺憾のないようにしたいというふうに考えております。

**○水間委員** 専攻課程の進級希望に対応ということですが、今年度からの隊員の進級希望に対応というのは、今のところどんな現状か。

**○持原管理課長** 現在、1年生課程が19名でございまして。このうち、今回のこともございまして、いろいろ生徒さんたちとヒアリングをさせていただきまして、現在のところ、第1希望として3名の方が専攻課程へ進級したいという意

向を持っておりました。いろいろ就職状況等も  
ございますので、3次ぐらいまでを合わせます  
と10名程度の者が進級したいという意向を持  
っておりましたので、この辺の意向は無視でき  
ない、大事にしないとイケないということで今  
回、そのような2年間の暫定措置をとったとこ  
ろでございます。

○水間委員 最後になります、県土整備部と  
しても、担い手といいますか、若手の技術者  
を育てるために、ぜひ必要な部分で今後、  
教育、また指導、人材確保をしていかなきゃ  
いけないということもありますので、またあり  
ましたからこういうことになったんだろうとい  
うふうに思いますし、そういう面では、第1次  
試験が近づいておりますから、募集関係も力  
を入れていただきたいと思っております。以上  
です。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○武井委員 まず、青年隊の件だけ先にお伺  
いたしたいと思っておりますが、基本的には、  
この前の説明ないしは資料では、もう、ほぼ  
廃止なんだろうなというような印象が非常に  
伝わってきたんですが、こういう形で一つ前  
進といいますか、改善はしていったのかなと思  
っております。それは大変うれしく思ってい  
るんですが、まず何点か御質問なんです、平  
成22年度以降は民間運営に移行ということ  
なんです、ということは、今年度ないしは来  
年度以降、運営会社を募集して指定管理者  
方式等での民間運営を目指していくというこ  
となのか、それとも完全に民間の会社に売  
却をするといいますか、民間でやっ  
てもらおうというような形になるのか、どう  
いったイメージか教えていただきたいんです  
が。

○持原管理課長 その辺は、指定管理者制  
度の導入というのも枠としては考えておりま  
す。当面、協会への委託ということで、一部  
事務を委

託して教育を継続していきますので、その  
間の状況、あるいは先ほど申しましたよう  
な、従来、業界あたりからの負担というの  
がほとんどないというような状況で運営さ  
れてきましたので、その辺の業界あたりと  
の話、その辺を踏まえて総合的に検討して  
いくということでございます。

○武井委員 気になりますのは、あと2年  
間は協会のほうに委託をする、ところが、  
22年度以降、3年目以降のことを、民間  
会社を探したんですけど結局見つかりませ  
んでした、やっぱり閉めましたというふう  
になると、結局は2年間とりあえずしの  
いだというような結果になってしまっ  
ては抜本的な解決にはならないので、そ  
ういう意味では、平成22年度以降は、場  
合によっては民間運営の交渉がうまくい  
かない、ないしは引き受け手が見つから  
ない場合は、3年後以降、また閉鎖とい  
いますか、廃止ということがあり得る  
ということでしょうか。

○持原管理課長 2年の間にしっかりその  
辺を見きわめていきたいということで、場  
合によっては、入隊者が非常に少ないと  
かいう場合にはそういう選択肢もあり得  
るものと現時点では考えております。

○武井委員 そういう御意見になるだろ  
うと思っていたんですが、これも2年後に  
この春から民間も探したけどだめでし  
たというふうになると、また同じ話を2  
年後にするだけということになってしま  
いますので、そういうふうにはなら  
ないように、適宜、情報等も出して  
いただければと思っております。

引き続き、ことしの定員が60名とい  
うことなんです、早速、あしたから募  
集をしていくということでお話をされ  
たんですけども、どうでしょうか。今  
までですらこういうような状況の中  
で、ことしこの時期から集めて、実  
際に

定員が集まるというめどといたしますか、自信といたしますか、その辺はいかがでございましょうか。

**○持原管理課長** 昨年の例で申しますと、9月6日から10月6日に募集をいたしまして、10月15日に1次試験を実施しております、ことし、それに比較しますと一月ちょっとおくれております。その間には協力協会、もちろん県を主体といたしまして、OB組織であります青友会あたりの全面的な協力もいただいて、十分な募集活動というのをいたしたいと考えておりますし、あるいはマスコミ等を通じました周知を十分図りまして、可能な限り情報漏れのないように周知を図って、募集を確保してまいりたいというふうに考えております。

**○武井委員** 確かに、例年に比べて1カ月おくれたということなんですが、ただ、この1カ月が非常に重要でございまして、私も、これを聞くに当たって、専門学校先生とか理事長さんとかにいろいろお話を伺ったんですが、専門学校というのは10月にはほぼ勝負があったというのが業界の常識のようですね。というのは、当然、来年4月からの募集をするわけですから、9月ぐらいまでにめどがついていなければということですから、逆に言うと、もし、これが早い段階で告知がされていれば、こちらに行くというふうなことを考えていたような人が、結局、告知がおくれたことによって受けられなかったという事例も考えられるのではないかとこのように思っているんですが、そういうことも踏まえてなんですが、過去の話になってちょっと恐縮なんですが、青年隊は予算を組んで、この予算の中で事業をしてきたわけで、当然、青年隊の予算の中には、例年、募集をするための予算等も入って事業がなされてきたんだと思うんで

すが、あしたから募集するということなんですが、本来、例年募集するべきときにことしは募集をしなかったわけなんですが、それはいつ、だれが、どの判断でことし募集しないということを決断されて募集しなかったということになるのでしょうか。

**○持原管理課長** 前回の委員会で報告しましたとおり、昨年度末に内部の検討委員会の結論といたしますか、一応の結論が委託とか縮小とか、そういう方向では非常に厳しいと、あるいはまた青年隊としての特色がなくなるというような一応の結論が出ておまして、ことしの動きといたしまして、全庁的な事業仕分け委員会が立ち上げられましたので、その意見も踏まえて最終的な判断をしようという考えでございました。当初、8月に事業仕分け委員会としての結論を出す予定でありましたが、10月ぐらいにずれ込んだということもございまして、最終的な私どもの決断が結果としてはおくれたということでございますけれども、いずれにせよ、希望する生徒さん方につきましては、大事なことでございますので、今からの募集で十分周知を図り、募集について遺憾のないように頑張ってもらいたいというふうに考えております。

**○武井委員** 過去の話ですから聞いてもしようがないのかもしれないんですけども、感想としては、仕分け委員会の意見というのは非常に重くとらえておられるなという感じがするんですが、県としては、当然、青年隊の予算の中で、例年は募集のための予算等も含めて事業をしてきたわけでございまして、学校なんかにも聞かしても、青年隊が今、こういう状況なので募集はこのぐらいの時期になるかもしれないみたい話が特に青年隊のほうからあったということも、全部ではないんですけども、ことし

は何も言ってこなかったねみたいなニュアンスでございました。ですから、もしそういうような状況等があって、ことしはちょっとおくれるかもしれないから、希望者がいればもうちょっと待っておってもらえないかとか、そういうようなフォローアップは何がしされるべきではなかったかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**○持原管理課長** おっしゃることもよくわかります。ただ、ことしの状況を見た場合に、前回御報告いたしましたように、去年からの流れというのが非常に厳しい状況であったというのが私たちの基本的な認識でございます。仕分け委員会の一応の結論を待ったと。ただ、その中で、前回の商工建設常任委員会のほうで各委員のほうから非常に強い要望が出され、委員長報告にも、ああいう拙速に恥じることはないようにという厳しい御指摘をいただいたところでございますので、そういうことを踏まえて判断いたしましたところでございます。

**○武井委員** ありがとうございます。おっしゃることは大体理解できました。

最後に、部長にお願いなんですけれども、結局、そういう形で今年度は募集がおくれたわけですよね。おくれた結果、今年度はそういう形でチャンスを逸した学生がいる可能性もあるわけですから、今年度、募集をまた始めてみたけど、少なかったというようなことで、だからやっぱり2年後廃止というような結論にはならないように、今年度は非常に特殊な状況で募集がおくれたということはしっかりと踏まえられた上で、今後の存廃といいますか、あり方の議論をしていただければと思っております。以上要望でございます。以上です。

**○横田委員長** ほか、ございませんか。

**○外山良治委員** 不適正な処理によって取得し

た備品、簡単に言うと、悪いことをして取得した備品と、悪いことをしない正規のルートをもって取得した備品、これはどのようになっているんですか。これは5年間分でしょう。約125件。ということは1年に25件ずつ、不正な手続でもって備品化したわけでしょう。その割合。正規な割合と悪いことをして集めた備品、これの差はどうなっておるんですか。

**○持原管理課長** もちろん、正規な手続で取得した備品もございます。ただ、私、手元に現時点で持っておりませんが、正規の手続で取得したものについては、その都度、備品台帳に登載し、十分な管理をいたしているところなんですけど、今回、その辺が備品台帳に登載されていなかったということで、全庁的な統一処理として備品台帳に登載したよということでございます。

**○外山良治委員** そんなに難しいことを聞いておるわけではないんですよ。例えば、県土整備部で年間に10件備品を買ったと、悪いことをして買った分と普通に買った分の割合はおおむねどのくらいですか。

**○持原管理課長** 正規の手続での備品の取得数を、私ども10の土木事務所と西白杵支庁まで抱えているものですから、今、データが手元にございませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

**○外山良治委員** アバウトでいいんですよ。

**○持原管理課長** アバウトのイメージといたしまして、例えば、自動車を取得しますけれども、これなんかは重要備品ということで、更新するのが年間、10台から20台ぐらいのイメージでございます。

**○外山良治委員** 余りピンとこないけど、私が聞いたかったのは、例えば100あるうち、正規ルー

トで99%、ちょっと悪さをして集めた備品が1%、このくらいなら、いいとは言わんけど、まあまあ個人的には許容範囲なのかなと。それが今まで5対5であれば、安易に、もう難しいことをしないと、ちょっと悪さをして買ったほうが楽よと、そういったことがあったのかなと思いましたが、今、そういう聞き方をしました。もし、よければ委員長、アバウトで結構ですから、そういった備品というものが年間に正規、非正規がどういった割合かという資料をよるしく。

○横田委員長 では、アバウトでいいということですので、後で資料提供をお願いいたします。

○萩原委員 18ページ、土木事務所の再編、目的は、行財政改革大綱2007に基づき、簡素で効率的な行政組織ということは、一口で言えば、少数精鋭でやるために、経費を減らすために出先機関の再編をするわけですね。であれば、現行の7カ所と西米良駐在所、全部で8カ所、どのぐらいの人員が配置されて、現行はこういう人員でやっておりますよと、今度は、3年間の駐在所等も終わって、後に4カ所の事務所ではこれだけのスタッフで、例えば30%経費節減になるんですよということが主たる目的なんだから、5番目に再編の効果、スケールメリットとか人員体制の充実とかいろいろ講釈は言うけれども、これは大義名分であって、実際は少数精鋭で経費を削ってスリム化していくんですよ、一口で言えば小さな政府で大きな効果を上げるんですよということですから、そういう数字が出てくるのが本来の姿じゃないかなと思うんですけどね。その辺、どうですか。

○持原管理課長 もちろん、きょうの段階でいろんな数字を示して御意見をいただきたいところではありますけれども、現在、その辺の作業

というのをやっているところでございますので、そういう段階に至りましたら、またそういう説明もできようかなと思いますけれども。

○萩原委員 外山委員じゃないけど、アバウトでいいんですよ。生首を切るわけにはいかんわけですからね。現在8カ所で仮に300人おります、土木事務所を4つにしたときには200人にします、100人の首を切りますという代物じゃないわけだから。ですから、そうであれば、アバウトでいいですから、人員としてはどの程度減になりそうですか。

○持原管理課長 例えばの話といたしまして、実例を申し上げて恐縮でございますけれども、日南土木事務所と串間土木事務所の規模を考えた場合に、それを統合しますと、例えば庶務課長さん、工務課長さんというのが1人で済みます。所長さんも1人で済みます。そういう課長さんぐらいのイメージで3ぐらい減りますけれども、合わせましてより大きな事務所になりますので、例えば技術の次長さん、総務の次長さんというのをトータルで管理面を強化するようなことで設置する必要もあろうかと考えております。そうしますと、所長さん分の1というのが三角で立ちますけれども、その後、実際の実務に当たる職員のところ、ここらで串間に残します駐在のイメージが補佐級の所長プラス4ぐらいのイメージでありますので、トータルとして、削減効果といたしましては4か5というようなイメージで考えておるところであります。アバウトですけれども。

○萩原委員 3年間の駐在所、これが済んだ後の話を今、僕は言うておるわけです。駐在所がなくなった時の話です。

○持原管理課長 そうしますと、4プラス4程度かなというふうに考えております。



○萩原委員 たったそのぐらいのことで統合しなきゃいけないわけですか。

○持原管理課長 例えば、現在、事業費的にはピーク時の5割ぐらいの水準になっております。もちろん、土木事務所は社会資本の整備だけではございませんで、これからはストックの維持管理というほうにウエートというのが変わっていかうとは考えておりますけれども、例えば10年前に比較しまして、土木全体の10年前の定数が1,002でございました。これが現在、890ということで、10年間で約110ほど削減をいたしております。あるいは5年前と比較しまして、5年前が959でございました。これが現在、890ということで、5年間をもってしても69削減をいたしております。これは宮崎県全体の行政組織でそういうことが言えるかと思っておりますけれども、不断にそういう行政改革と申しますか、定数削減に鋭意取り組んできたところがございます。ただ、現状を見ますと、そういうもので今後、河川・道路等の土木施設等を管理していくには非常に厳しい状況になっておりますので、その辺を統合いたしまして、スケールメリットを活用してその辺の管理をうまくやっっていこうというのが今回の基本的な考えでございます。

○萩原委員 今、課長が説明したような数字を委員会資料の中に出せばいいのよ。そうでないと、今、あなたが言ったスケールメリットがどうのこうのは講釈でしかないなとしか感じないわけよ。ですから、今、課長が説明する具体的な数字を挙げた上で、行財政改革大綱2007の簡素で効率的というのは、人間をふやせということではないわけですよ。いわゆる小さな政府で大きな仕事をしようということでしょうから、国レベルで言えば。今、課長が説明した資料も提供をした上で、削減に努力をしていますよと、

なおかつ、こういうふうにして地域の皆さん方には津々浦々までは、不便を感じるかもしれませんが、こっちに書いてあるスケールメリットや維持管理やら緊急時の機動力を発揮するために、事務所は3つを1つにしたりしますが、こういうことですよという細かい説明が書いてないから、あなたの説明を聞くと我々にはわかるわけ。地元じゃわからんです、そういう説明では。そういうのを我々は親切に出してほしいということです。部長、どんなに思われますか。

○野口県土整備部長 できるだけ説明の仕方、資料のつくり方、皆さん方に理解しやすいような形でさせていただきたいと思っております。

○萩原委員 今、課長が説明した数字を一回出してくださいよ。何もきょうでなくてもいいから、次の11月議会の委員会にでも。どうですか。

○持原管理課長 今から検討していく部分もございまして、支障のない範囲で、説明ができるような資料を作成してまいりたいというふうに考えております。

○横田委員長 その時点の御提示をお願いいたします。

ほか、ございませんか。

○外山良治委員 県土整備部長がおっしゃったんではありませんが、土木事務所の統廃合について、知事が簡単に言うと西都と高鍋は仲が悪いとか、県民をあおるような表現というものは慎んでいただきたいと。非常に個人として不愉快です。ああいったものは部長が知事のほうに、ああいうのはやめていただきたいと。でないと禍根を残すことになりますよ。それはぜひお願いしたいと思います。

それから、海岸侵食の件ですが、まず、マリナーのことについてお伺いをいたします。63年に

漂砂影響調査をしたと。これは繰り返しになりますけど、13年に開港して14年から直ちに堆砂の現象が起きたと。毎年、年に2回ずつ、過去5年間で2億1,600万ぐらいの、埋まってはどけて、埋まってはどけて、こういうぶざまな格好をしていると。では、何で63年に漂砂影響調査をして今のような現状になっているのかと、わかりやすく簡単にその責任の所在を説明してください。

**○竹内港湾課長** 先ほど説明したんですけれども、別冊の6ページをお願いしたいと思います。大変図が小さいですけれども、63年の汀線の調査結果でございますけれども、下のほうに数字が書いてあります。1万4,000とか1万6,000と書いてありますけれども、ちょうど間の1万5,000、赤く書いておりますけれども、この付近がマリーナになります。その上のほうに汀線の変化量が書いてあります。②のところに書いてあります実線がさっき言いました規定計画でございます、新しい計画——新しい計画といいますとマリーナを含めた計画でございますが、それが点線でございます。マリーナの位置につきましては、②のちょっと左側になりますが、ゼロ線のところと、②から点線がちょっと延びておりますけれども、この付近がマリーナになります。それで、少なくともこの汀線変化量から見ますと、ほとんど変わっていないといえますか、61年といえますと、まだ開削をしない時期でございますけれども、ほとんど一緒だということで、港口付近の堆砂の状況が見えなかったということでございます。

それと、もう一点ございますけれども、汀線変化といいますか、地形変化を予測する、計算する手法がございます。まず、1つには、計画で海岸線に構造物をつけますけれども、そのと

きの地形変化を見る、環境影響評価で見えていますが、その手法としまして、汀線等の変化を見るのが汀線変化モデルという計算式がございます。それと、今、漂砂堆積を計算するには、海浜変化モデルという計算式がございます。これは3次元で計算する手法でございますけれども、当時、63年の検討のときには、さっき言いました海浜変化モデルの計算手法がまだ確立されていなかったということで、汀線変化モデル、先ほど説明しましたその変化なんですけれども、これで一応計算をしているということでございます。それで、現在問題になっております港口の堆砂につきましては、これも先ほど言いました汀線変化モデルで一応予測しておるということでございます。これでは港口付近の堆砂状況が見えなかったということでございます。

**○外山良治委員** 聞いておって100%わかりません。私、海岸端にありますから、例えば有明海を通過する台風と日向灘を通過する台風では、波の大きさ、波の流れ、全く違います。もちろん風も違いますが。風の吹くぐあいによって砂の流れも違います。ですから、汀線移動がどうのこうのとか、例えばその年に河川の上流の土砂が崩壊をして、河川にどれだけの土砂が流れたのか、それが海岸にどれだけたまるのか、それによっても全く違います。そういったことは計算ができないと。だからこういう現状を醸し出しているわけでしょう。それも次の年から。どういった計算なんだと。例えば、漂砂調査の委託費が幾らですか。

**○竹内港湾課長** 63年の漂砂調査の委託費、現在、書類がございませんので、どれだけ委託費をかけているかちょっとお答えできませんけれども。

**○外山良治委員** いっぱい職員がおるでしょう。

大昔じゃないですよ、この前ですが。

○竹内港湾課長 63年の委託調査につきましては、後ほど報告いたします。

○外山良治委員 海岸保全というものは莫大なお金が必要ですよ。例えばヘッドランドの前の防砂堤、あれ、300メートルでしたか、総事業費、幾らですか。

○児玉河川課長 海岸につきましては、河川課で所管しておりますので、私のほうでお答えいたしますが、御説明しました委員会資料の23ページになりますけれども、ヘッドランドが今……。

○外山良治委員 潜堤の防砂堤。

○児玉河川課長 それはマリーナ入り口の計画している防砂堤ですか。失礼しました。

○竹内港湾課長 今、港湾計画で防砂堤を計画しておりますけれども、平成15年の港湾計画で計算しておりますけれども、一応、300メートルで20億から30億の間でございます。

○外山良治委員 予算はどういう状況になっているんですか。国ですね。

○竹内港湾課長 実施の予算かと思っておりますけれども、実施につきましては、現在、まだどういう規模ですか決まっておらずで、国と協議中ということでございます。

○外山良治委員 おおむねいつごろですか。

○竹内港湾課長 今、防砂堤につきましては、港湾計画で位置づけはしておりますけれども、住吉海岸が今、検討に入っております。その付近の整合性といいますか、検討結果を踏まえて計画実施になるかと思っておりますけれども、その付近の調査がまだ現在終わっておりません。その辺の調査結果等を踏まえまして、具体的にいつから実施するかという検討に入ろうかと思っております。今のところいつかということは御返答できません。

○外山良治委員 防砂堤は港湾計画によってつくるといっていますが、マリーナの堆砂に対する防止のためにつくるんですか。その設置理由は何なんですか。

○竹内港湾課長 今、住吉海岸といいますか、北のほうから宮崎港の港内はかなり砂が入ってきております。それで、防砂堤の目的としましては、宮崎港内に今現在、漂砂が入ってきておりますので、これをとめるという目的で一応つくるといってございませぬ。

○外山良治委員 宮崎港内に漂砂するのをストップするために潜堤、防砂で20数億でつくるといってございませぬ。わかりました。それは国の直轄事業でございませぬ。

○竹内港湾課長 現在、施行主体がどこになるかということについてはまだ決まっておらずで、ただ、国のほうも、航路といいますか、南航路がございませぬけれども、これについてはまだ暫定ということで、国のほうが見ておりますので、国のほうも防砂堤については必要と感じておられますので、その辺の協議次第かと思っております。

○外山良治委員 ということは、全く何もわからないということですね。というのは、国が直轄で港をつくったと。マリーナと海水浴場についての運営費というのは、海水浴場は県がやっておりますよね。これは後で聞きますが。マリーナについては、後はあなた方が運営しなさいと、こうなるわけですね。ところが、ああいった後に県が莫大な負担をせないかんようなものをつくってくれたと。よって、今、県は大変しんどい目をしているわけでしょう。だから、これの責任というのは国にあるんじゃないんですか。

○竹内港湾課長 港の場合、港湾管理者はあくまでも県でございませぬ。施設の規模等によりま

して、例えば、国がつくるものもありますと、しかし、後の維持管理等につきましては県がするということでございます。

○外山良治委員 それはわかっているんですよ。悪く言えば、不良品をつくって、それをいただいたと。あなた方が不良品をもらったんだから、あなた方が後始末しなさいと。例えば、防砂堤を国が直轄でつくった、しかし、後に発生する可能性が高い堆砂についての処理は県がしなさいと、今はこういう状況になっているわけでしょう。ちなみに、2億円というのは純粋に県負担ですか。それとも、国からの一部補助があったんですか。

○竹内港湾課長 今、マリーナ港口付近のしゅんせつをしておりますけれども、これは平成14年からしておりますが、一応、災害で見れるところについては災害で見えています。災害で見れないところについては、単費でしておることでございます。

○外山良治委員 今やっている2,700万ですか、これについては県費ですか、補助事業ですか、どっちですか。

○竹内港湾課長 ことし19年度掘っております分については県単費です。今、利用される方が出られない状況になったもんですから、災害等でしますと時間がかかるということで、今回は単費で掘っております。

○外山良治委員 災害で請求すると時間がかかるから県単でということですか。

○竹内港湾課長 平成14年度以降、災害で何回か掘っておりますけれども、災害の場合は、まず国の災害の手続がございます。それで、現地では査定等もあって、どの範囲を災害で認めるといふやつがありますので、ちょっと時間がかかるということがございますので、今回は県単で

掘ったということでございます。

○外山良治委員 それ、非常におかしいんじゃないですか。時間がかかっても構わないと。契約者は150隻ぐらいですか、ちょっと教えてください。

○竹内港湾課長 現在の契約者は115でございます。

○外山良治委員 これは本来なら災害で請求すれば、国からの補助事業で……。予算は幾らですか。

○竹内港湾課長 2,700万でございます。

○外山良治委員 おおむね2,700万ですよ。これは、本来ならば災害復旧で請求すれば該当するんですか、しないんですか。

○竹内港湾課長 今回の8月の台風5号で埋まった分ですけれども、先ほど言いましたように、災害等である場合、昨年の場合が台風が9月だったと思いますけど、10月ですか、それからかなり時間がかかっておりますので、今回は8月の中旬でしたので、災害ですということではなくて、とにかく利用者に迷惑をかけておることによって県単で掘ったところでございます。本来からいきますと災害で取れたかもしれせんけれども、急ぐということで今回、取ったところでございます。

○外山良治委員 今のは大きな問題だと思うんですよ。本来ならば、災害復旧で申請をすれば、2,700万も県費を使わなくても済んだんだということですよ。

○竹内港湾課長 災害のしゅんせつの場合の、災害の考え方でございますけれども、異常気象で埋まった分については災害で見れるということでございます。その中に通常といいますか、異常気象でない分については当然災害で見ませんので、その分を差し引いた分が災害というこ

とになりますので、一概に2,700万がすべて災害の対象ということにはならないと思います。

○外山良治委員 それならわかりやすく説明してくださいよ。今、2,700万を県費でやっていると。これは、災害請求すれば幾ら国からの補助があるんですか。

○竹内港湾課長 災害の手法といいますか、そういうことになりますので、この場で幾らが災害の対象になるというのはなかなか答えにくい面がございますけれども、大ざっぱに言いますと大体半分ぐらいかなと、アバウトですけども、半分ぐらいかなという感じがいたします。

○外山良治委員 全然話が進まんですよ。過去4年間迷惑をかけっ放しですから、もし、1,000万、2,000万というものが、災害申請すれば、二千七百何十万かのお金を県費で使わなくてもよかったんだということであれば、えらい損しているなど。各部各課みんな、10万、20万、いかに切り詰めるかという話をしているんですよ。それを災害申請すれば1,000万か1,500万は県費でなくてもよかったですというふうな答弁をされるから、それはおかしいんじゃないのと。僕は正直びっくりしました。そういう答弁が返ってくるとはゆめゆめ思いませんでした。これはまた後で私も勉強をしたいと思います。

それと、年に2回ぐらいずつ、たまっちゃ、しゅんせつしていますから、では、防砂堤、ヘッドランド、ヘッドランドは後で聞きますが、来年も台風が2個ぐらい来るでしょう、それでまた埋まった場合、これはまた今回のような取り方で対応されるんですか。

○竹内港湾課長 例えば防砂堤を2～3年後に着工するということがもしあったとしましても、完成するまでにまた数年かかると思います。その間につきましては、最低限のしゅんせつは必

要かと思います。それとあわせて、水深に合わせた入港規制といいますか、そういうことで対応をしていきたいと思っております。当分の間はやっぱり必要になると思っております。

○外山良治委員 当分かどうかわからんでしょう。今よりかもっとひどくなる可能性もある。今までの結果がそういう現象になっていますからね。仮に防砂堤をつくったと、300メートル潜堤を。新たな堆砂箇所の移動があった場合、それをしゅんせつする場合は県単ですか、国費ですか、どちらなんですか。

○竹内港湾課長 県の航路につきましても県の施設ということにしておりますので、その施設の範囲にたまった分については、先ほど言いました災害とかですする方法がありますけれども、一応、県のほうで対処するというところでございます。

○外山良治委員 あそこに港をつくったのが間違いであったんだと、僕はそれが頭にあるんですよ。しかし、そういうことを言ってもしようがないから、ああいったところに港をつくること自体が、僕らが死んだ後、県民から恐らく笑われるんじゃないのかなと、そういうふうに思います。

それから、今度はヘッドランドですが、ヘッドランドというのは何ですか。

○児玉河川課長 ヘッドランドの定義ですが、いわゆる人工の岬のことをヘッドランドと呼んでおります。

○外山良治委員 それを7基つくった場合、どういう投資効果があるんですか。

○児玉河川課長 これは今、検討段階でありますので、結論ではございませんが、このヘッドランドをつくるのは——海岸の侵食の原因が大きく2つ考えられますが、1つは、河川からの

供給土砂が減ったということ、それからもう一つが、先ほどから話が出ていますような、港とか導流堤があることによって、砂の流れがとめられたりしているということが原因だと思いません。そういうことで侵食が起きておりますので、沿岸を流れる砂の動きを制御するということが大きな目的でございます。

**○外山良治委員** 全国でも随分このヘッドランドというのはつくっていますよね。ですから、それを十分調査した上で考えておられると思うんですが、住吉海岸に7基、ヘッドランド間が1キロぐらいですから、恐らく6キロにわたってああいう異様な光景が醸し出されてくるんでしょう。最大の問題というのは、鹿島にしてもそうですが、よく人が死ぬと。鹿島の場合は何人死んでいますか。

**○児玉河川課長** 茨城県にお聞きしましたところ、18年度、ヘッドランド周辺で6件の水難事故が発生しております。19年度はヘッドランド周辺で10件の事故が発生しているというふうに聞いております。これは死亡かどうか確認しておりませんが。

**○外山良治委員** 確認してください。

**○児玉河川課長** 死亡事故かどうかまで確認しておりませんでしたので、確認したいと思いません。

**○外山良治委員** 何件と何件ですか。

**○児玉河川課長** もう一度申し上げます。ヘッドランド周辺で18年度、6件、19年度、10件と聞いております。

**○外山良治委員** たった2年で仮に死亡者が16人としますよね、恐ろしいでしょう、これは。どうですか。

**○児玉河川課長** そういうこともありまして、資料25ページにお示ししておりますように、茨

城県ではヘッドランド周辺を立入禁止にしたり、そういう規制をとられているというふうに聞いておるんですが、この住吉海岸はだしの強いところでありまして、もともと遊泳禁止になっておるところでございます。ですから、決定ではございませんけれども、仮にヘッドランドをつくるとなった場合には、そういう安全対策等についても十分検討が必要だと思いますし、全国にいろんな事例がありますから、そういったところでの対策も見ながら具体的にどうするかというのは検討していきたいと思えます。

**○外山良治委員** 対策はわかっておるんですよ。茨城鹿島でも金網がぐるり。人、入るな、高さ3メートルぐらいの金網がぐるりとあの海岸に。景観上、それでいいでしょうか。

**○児玉河川課長** 冒頭、御説明もしましたように、そういう問題もありますので、さらに詳細に今、国と一緒に検討していこうと考えておるところです。

**○外山良治委員** 僕は自分で話をしながら、ばかばかしいと思うんですよ。というのは、あれだけ風光明媚、青い海、真っ白な砂、浜では恐らく汀線がずっと200メートルぐらい海岸に寄っていたころには、私の田舎では一面真っ白な砂浜にきれいなかわいいハマガオがずっと咲いていた。しかし、今、見るも無残。今まで日向灘においても県単で25億ぐらい海岸侵食に投資していると思えますよ。この前、梅ヶ浜に行ってみた。汚い砂。真っ白な浜ではない。本当に見るも無残。うちの前の砂浜でもそう。子供のころはソフトボールをしたり野球したり、4面も5面もとれていた。今、県道まで波打ち際が侵食している。このことを解消するには養浜。養浜でもヘッドランドの間に養浜をするというやつ。僕が議会で言ったとおり、養浜にはならん。

砂が生まれるわけではないから。どこからか移植してくるだけでしょう。それよりも、一番の原因というのは河川から砂が流れてこなくなったんだと。だから、3つのダムにしても、1億立方メートルの砂がダムにたまっている。それをいかに自然な流れで流すかというのに穴あきダムというものを長野が今、計画している。長野の前にそれをつくったところが今、全国から調査に来ているみたいです。御存じですか。そこを一回、ぜひ調査していただいて、今回の大崩山でもたった1回の台風で30万立方メートルの土砂が崩壊している。それがどンドンどンドン今度は何とか川に流れてくる。そうするとダムに堆砂をする。ダムに堆砂をすると、養浜として考えるかどうか、将来、そういうことになるでしょう。その悪循環。これを抜本的に土木、河川、企業局、九電——専門家は大体当てにならないからですね。そういったことは地元の人が一番わかっています。だから、そういった方々と十分協議をして、ヘッドランドについても、効果は余りないと思いますよ。1年で10人が死ぬ。茨城の鹿島でもそうですよ。私の調査によると過去5年間に13人死んでいますよ。離岸流を反対に泳ごうと思えばサーファーでも無理。オリンピックの世界新を持っている人でも無理。それだけ強い。だから、そういったこと等を十分踏まえた上で検討協議していただきたいとします。以上です。

**○児玉河川課長** 今の委員の御指摘に対しまして、今の現状での検討状況等について御説明をさせていただきたいと思いますが、確かに、川から海に土砂が出ていかなかったことが海岸侵食の大きな原因でございますので、それにつきましては、河川の管理者、山の管理者、ダムとかそういった構造物の管理者、土質は海のほ

うの関係者、そういった者がみんな集まって「流砂系委員会」という名前の委員会を立ち上げてまして、その中で今、いろいろ検討をしようとしております。その中で、例えばダムの改造も含めた検討も今、始めつつあるところでございます。そういった取り組みをやりながら、一つは、山から出てきた土砂がスムーズに海に流れていくような方策を検討しようと考えております。

その上で、じゃ、この海岸をどうするかという話なんです、幾らここに砂を入れましても、入れた砂はやっぱり流れていきますから、毎年入れ続けられないかん。そうしますと、最初の話がありましたけど、どンドン港のほうに流れていきますので、やっぱり流れを制御するものを何かつくらないかんわけですね。それで、今のところはヘッドランドが一番いいという方向性になっておりますけれども、それにつきましては、決してまだ結論を出しておるわけではなく、そういった全国の事例も見ながら、漂砂をとめる施設としてどういうのがいいのかを今後さらに検討していこうという段階でございます。

**○横田委員長** 今、説明があった部分に関して、ほか、ございませんか。

では、その他でお願いします。

**○武井委員** 不適切な事務処理、お伺い申し上げます。今回、写真と物が対照できるようになって大変わかりやすくなったんですが、ちょっと見てわからないところがあるんですけど、例えば、写真のほうわかりやすいので見ていきましょうか。7ページのほうに冷蔵庫の写真が2つ出ています。1番と2番、見てみますと、1番が7万770円、2番が2万2,925円ということで、同じ日南土木事務所で買っていて、なるほど何とかチルドがついているとか何とかとあるのかもしれないけれども、基本的に冷蔵庫と

いうのは、冷蔵と冷凍とあれば事足りるのではないかと思うんですが、こういったものとか、これは所属は変わるんですが、デジカメでも3番は2万4,800円で買っているんですが、13ページの34番は6万4,000円で買っているんですね。一番最後のI X Yデジカメ、私も前も持っていましたがけれども、6万4,000円するかなと、多分、3万円ちょっとぐらいで買ったような気がするんですけども、その他、例えばパソコンでも、8ページの5番のノートパソコンなんかですと13万71円で買っているんですが、11ページのものでしたら、28万3,800円とかで買っているとか、機能が違うとかというふうなことで言えばですけど、28万するパソコンというのは余り今はないんじゃないかと思うんですけど、こういった単価の調査とかというのはちゃんとされた結果、出てきているものなんでしょうか。

○持原管理課長 基本的には現場にそれぞれ職員が行きまして、確認をしているところでございます。ただ、全般的に申しまして、消耗品なり備品で総務事務センターあたりでの価格と比べますと7～8%高いような状況も出ておりますので、幾ら公的使用に供したといたしましても、その辺のところは全庁調査委員会のほうでも問題視しておりまして、そういう返還金につきましては、その辺の見込んで15%相当を返還するとか、そういう対処になっているというふうに聞いております。

○武井委員 ということは、本庁の方が例えば串間土木に行って、「このパソコンは幾らですか」「13万円でした」「はい、13万円ですか」、「28万円ですか」「はい、28万円です」というふうに基本的にはその場でちゃんと納品書とかその他もろもろ照らし合わせて確認をしたのか。また、その確認が上がってきた結果、総務事務センター

でこの型番であれば、今、ちょっと高いというお話もありましたけど、実際に市価だと幾らぐらいのものだということは、ちゃんとこの数字というのは確認された数字ということによろしいのでしょうか。

○持原管理課長 確認したところでございます。  
○武井委員 わかりました。これ、型番も出ましたので、またこの辺は電器屋さんでも行って見ればまたわかってくると思うんですが、そうしますと、例えばデジカメでも、一方ではできるだけ行政のものですから安く買うべきものだと思うんですけど、2万4,000円というのは市価だと思うんですけども、例えばパソコンでもデジカメでも非常に高い買い物をしているものがあるわけですよね。これは、なぜ、このような高い金額のものを購入したのか、また、その必要があったのかということについては、ちゃんと実際に購入した職員からヒアリング等はあったのでしょうか。

○持原管理課長 それぞれ職員が行って調査して、確認をしているところでありますし、それぞれ事務所によっては外部調査委員会のほうも調査したところでございます。その辺、一律に何といいますか、個別にこれは幾ら高いというようなことはなかなか現実的には、それぞれ品物によりましては、附属の品がついているような場合もありまして、難しいかと思えます。そういうことで、今回につきましては、公的使用と認められるものにつきましても、一律15%返還すると、あるいはそれに利子を2%オンするというような対処がとられたものというふうに考えております。

○武井委員 結果としてはそういうふうな対応をされたということは是とするんですけども、ただ、この辺を見ると非常に、前の全員協議会



でキックバックがあったんじゃないかとかいうような話もあったんですが、その辺の疑念がぬぐい切れないようなものもあるんですね。今は、県は少しでも値段を安く納品しなければいけないということもあるんで、例えば11ページの24番の28万円のパソコンなどというのは、何社かで、A社、B社で相見積もりをとった結果として、この会社で28万円で買ったとか、ちゃんと購入の過程というのは透明化されているものなんでしょうか。

○持原管理課長 今回の不適正処理というのは、例えばバインダーとか通常の消耗品を買ったように見せかけて、その現金をプールした上で必要なパソコンであるとか、そういうものを購入していたという事実が認められましたので、そういうものを不適正な処理、預けというようなことで今回、すべて洗いざらい調査したところでございます。

○武井委員 それはよくわかっていまして、本来とは別の名目のものが買われているということで、パソコンもどの分がどれということとはわからないにしても、本来ならば別の名目で請求された予算の中から、預けの中からパソコンが買われたということなんでしょうけれども、それはそれとして、その預けの中から買うにしても、実際に買うときには少しでも安く、また高いものでしたらある程度見積もりをするとか、そういうことがなければ、逆に言うと預けている先から言い値で買ったというようなことになってしまうんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○持原管理課長 その辺が今回まさしく問題視されていることでございまして、そういう手続面での省略というのが内部法令的によろしくないという点が1点と、競争性が十分働いている

のか、その辺が2点目の問題として指摘されているところかと思えます。

○武井委員 最後にしますけど、そういった過程の中で競争性も働かない、1社に預けているという中で非常に高い買い物が行われているということで、これは全庁的な調査委員会ですから、ここで言ってもしょうがないところもあるんですけれども、私的流用はいきなりありませんとずばっと出てきたんですけれども、こういう過程を見ていると、何かその辺をいきなり最初の段階で本当に言い切れたのかということは非常に疑問に思っております。またこの辺は継続して調査をしたいと思えます。以上で結構です。

○横田委員長 ほかにございませんか。

○竹内港湾課長 先ほどの62年の調査費でございすけれども、資料の別冊の2を見ていただきたいんですが、表紙がついておりますけれども、62年度の調査の中に漂砂調査と、経済調査としまして港内の静穏度調査と入っております。この2つの調査を合わせまして1,238万でございす。

○外山良治委員 1,200万投資をして、評価ゼロということがわかりましたよね。実績なしであるわけですから。その苦言だけ言っておきます。

それから、ヘッドランド等、総事業費と県負担、養浜等については国か県か、それだけ教えてください。

○児玉河川課長 その前に、先ほど水難事故の件数を申し上げましたが、死亡事故の件数がわかりましたので御報告いたします。18年度、6件中4件が死亡事故でございす。19年度は10件中1件ということだそうでございす。

それから、今、御質問ありましたヘッドランドですが、ヘッドランド1基当たり30億円で、

7基計画しておりますので、210億円。これは資料の23ページのA3判の真ん中の左のほうに書いていますが、ヘッドランドが7基で210億円、養浜が約210万立方メートルを予定しております、これで84億円、合計294億円が国の直轄事業に要する費用ということで現在、試算しております。そのうち、県負担が約2割になろうかなと考えております。20年間は養浜についても国がやるという計画なんです、20年後に仮に養浜が必要になれば、整備は国がやりますけれども、でき上がったものは県が引き継いで管理しますので、それ以降の管理に要する費用として、仮に養浜が必要になれば県のほうでやるということになります。以上でございます。

**○外山良治委員** 20年間については、養浜等について国が面倒を見ると。それ以降については県費、交付税措置はあるんでしょうか、ないのでしょうか。

**○児玉河川課長** 今のところ、維持管理に要する費用については、純然たる県費になります。ですから、そういうこともありまして、先ほど御説明しました流砂系委員会という、山から海にスムーズに土砂が流れるようにという対策、それとあわせて、ダムの管理者とかいろんな管理者が自分のところの管理をするために掘削したものをここに持ってきてもらうとか、そういったことについても検討しながら、極力維持管理費用がかからないような対策を今後検討していこうと考えておるところです。

**○外山良治委員** 課長さん、僕、今聞いてびっくりしたのは、自然が相手だから、20年後によしと仮に仮定しますと、その後、老朽化する。テトラならテトラがヘッドランドのほうに並びますよね。例えば波長間、波と波の間のメートル、今の設計では波長間を約10メートル。と

ころが、この前の台風では20メートルから25メートルあったと。これによるダメージ、防波堤とか国道・県道というのは吹き飛ばす、そのくらいの強さがある。ということは、その後ほとんどがたが来たのを宮崎県が養浜等については面倒を見なさいということになれば、これは莫大な行政投資になりますよ。大丈夫ですか。

**○児玉河川課長** これはヘッドランドと決まっているわけではないですが、仮にこのヘッドランドができて、それを県が引き継ぎますね。施設として残ったものについて、それが予想を上回るような自然の影響で壊れた場合には災害復旧の対象になりますので、それは国の補助をもらいながら災害復旧で対処すると。次には養浜ですね。養浜がどうなるかというのはなかなか予測が難しいところではあるんですけども、私どもとしては、この20年間の間に極力養浜が要らないような形に持っていきたいと考えていまして、そういうのを試行錯誤しながら、まず施設を整備する。養浜も一緒にやるわけですが。極力、それ以降に維持管理がかからないような方策を今からやりながら考えるという感じなんですけれども、そういうことでやっていきたいと考えていまして、必要最小限それが出れば、やむを得ず単費の投入というのものもあるかもしれませんが、それについても災害復旧の対象にならないかとか、そういったことも検討していきたいと考えております。以上です。

**○外山良治委員** 課長、人間の体でも何でもそうなんです、異物が混入すると長生きはしません。例えば、養浜ということでダムのあの粗い砂を養浜化すると、海岸は死滅しますよ。そういうことがわかりますか。

**○児玉河川課長** 今、委員がおっしゃったようなことも私ども考えておりまして、現に、例え

ば養浜するにはそこと同じような砂を入れるのが一番いいという考えはあるんですけども、逆に粗い砂を入れることによって、それが下に沈んでいったりするとか、そういうことでかえって養浜の効果があるかもしれないというようなことで、今、実証実験をやっているところでございますので、そういった全国の事例も見ながら、どういうやり方が一番いいのかを今後探っていきたいと思えます。

**○外山良治委員** 今おっしゃったことは、防波堤の一つの工法、それは10何年前にそういった工法はとっていない。その工法というのは僕もそれを見ました。しかし、今、その工法というのは、余り効果がないということで、それでヘッドランドというのが主流を占めているのが今の現状。だから、非常に怖い。あなたの言う工法というのはちょっと古い。以上です。

**○田口副委員長** 不適正な事務処理についてですが、先ほどから裏でつくった部分と表で使った部分をとということで、先ほどは外山委員のほうから大ざっぱな数字でいいという話でしたが、前回のときにいただいた消耗品、材料費が全部載ったやつがありましたね。これの油津なんかのを見ますと、14年度だけで、A社で322万、職員の数は当時は多かったかもしれんけど、今の13人で割ってみると1人当たり25万ぐらいになるんですよね。A社だけでですね。今度は15年度で見ると、A社1社だけで359万、今の職員の13人で割ると、1人頭28万ぐらいになるんですよ。ほとんど事務用品とか、一部パソコンみたいなものも入っていますけれども、どう考えても事務用品で——正規の部分が幾らあるのか、そこもぜひ、アバウトというよりもきっちりした数字を出してほしいなと思うんですよ。例えば、私の家でも使いますが、1つ例を挙げるとテ

プラテープなんていうのがやたら出てくるんですが、これが14年度、テプラテープの金額だけでも11万5,000円もあるんですね。何にそんなに使っておるのかなど。一つ一つ挙げたら、何にこんなに13人で使うんですかという、考えられないような金額になるんですよ。これを一つ一つ足していいたら、これは裏だけの話ですからね。とても県民から言われた場合に、僕らも答えられんもんですから、何にこんなに使っているのか。先ほども武井委員も言いましたけど、何をもって私的流用がなかったとかあんなに早く判断したのか、私にはさっぱりわけがわからないんですけれども。この間、坂元委員も言っていましたけど、この間いただいたときには文房具類ばかりなのに1円の単位がないんですよ。例えばテレビとかが残りの100円単位はサービスですわというのはわかるんですけど、文房具類関係も1円単位が全くないというのは普通じゃ考えられない。

今度は、表の部分というか、正規で買った部分もぜひ資料を見せていただきたいと思うんですが。そうしないと、こちらだけ見ていると、表の部分が全く見えてこないもんですから。その分を整合しないと、こちらだけ見せてもらっても全然私らは判断できないんですよ。

**○持原管理課長** それは資料を調整してまいりたいと思えます。

**○横田委員長** 18年度分は今度の決算審査でできると思うんですけど、その前のやつはなかなかする場所がなくなったということもあると思うんですが、一応、資料提供を。課長、それでよろしいでしょうか。

**○持原管理課長** いいです。

**○横田委員長** ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後 2 時53分休憩

---

午後 2 時54分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

先ほど外山委員と田口副委員長から正規な手続で買った備品とそうでなかった備品をもうちょっと詳細に教えてくれということでございますので、いつぐらいまでにできますか。次の委員会でいいですか。

○持原管理課長 いいです。

○横田委員長 では、次の11月議会の委員会のときに御提供いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで県土整備部を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時55分休憩

---

午後 2 時55分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後 2 時55分閉会